
平成23年 第2回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成23年3月24日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成23年3月24日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第6号 平成22年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議案第7号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第8号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第9号 平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第10号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第11号 平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第12号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第13号 平成22年度南部町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第14号 平成22年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第15号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 南部町保育所条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 南部町災害遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第15 議案第18号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第19号 南部町旧家保存施設民俗資料館条例の廃止について
- 日程第17 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第21号 平成23年度南部町一般会計予算
- 日程第19 議案第22号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第23号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第24号 平成23年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第23 議案第26号 平成23年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成23年度南部町墓苑事業特別会計予算

- 日程第25 議案第28号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 平成23年度南部町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第32号 平成23年度南部町病院事業会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成23年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第31 陳情第5号 「交通基本法」制定に関する陳情書
- 日程第32 陳情第6号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の参加に反対する陳情書
- 日程第33 請願第1号 南部町議会の住民に対する説明会の開催を求める請願
- 日程第34 陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第35 議案第34号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第36 発議案第1号 移動権の保障等を定めた交通に係る基本法の早期制定を求める意見書
- 日程第37 発議案第2号 人権・同和对策特別委員会の設置について
- 追加日程第38 議長不信任案の動議
- 日程第39 議長発議第3号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第40 議長発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第41 議長発議第5号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第42 議長発議第6号 閉会中の継続審査の申し出について
- 追加日程第43 議長発議第7号 閉会中の継続審査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第6号 平成22年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議案第7号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第8号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第9号 平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第10号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第11号 平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第12号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 日程第10 議案第13号 平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第14号 平成22年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第15号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 南部町保育所条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 南部町災害遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第15 議案第18号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第19号 南部町旧家保存施設民俗資料館条例の廃止について
- 日程第17 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第21号 平成23年度南部町一般会計予算
- 日程第19 議案第22号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第23号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第24号 平成23年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第23 議案第26号 平成23年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成23年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 平成23年度南部町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第32号 平成23年度南部町病院事業会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成23年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第31 陳情第5号 「交通基本法」制定に関する陳情書
- 日程第32 陳情第6号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の参加に反対する陳情書
- 日程第33 請願第1号 南部町議会の住民に対する説明会の開催を求める請願
- 日程第34 陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第35 議案第34号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第36 発議案第1号 移動権の保障等を定めた交通に係る基本法の早期制定を求める意見書
- 日程第37 発議案第2号 人権・同和対策特別委員会の設置について
- 追加日程第38 議長不信任案の動議
- 日程第39 議長発議第3号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第40 議長発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第41 議長発議第5号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第42 議長発議第6号 閉会中の継続審査の申し出について

追加日程第43 議長発議第7号 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（13名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
8番 青砥 日出夫君	9番 細田 元教君
10番 石上 良夫君	11番 井田 章雄君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀尾 共三君
14番 足立 喜義君	

欠席議員（1名）

7番 赤井 廣昇君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	谷口 秀人君	書記	伊藤 真君
		書記	本田 秀和君
		書記	加藤 潤君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本 昭文君	教育長	永江 多輝夫君
病院事業管理者	田中 耕司君	総務課長	森岡 重信君
財政室長	唯 清視君	企画政策課長	長尾 健治君
地域振興統括専門員	仲田 憲史君	税務課長	分倉 善文君
町民生活課長	加藤 晃君	教育総務専門員	中前 三紀夫君

病院事務部長 ————— 陶 山 清 孝君 健康福祉課長 ————— 前 田 和 子君
建設課長 ————— 三 鴨 義 文君 上下水道課長 ————— 頼 田 泰 史君
産業課長 ————— 景 山 毅君 農業委員会事務局長 ——— 真 壁 紹 範君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） 赤井議員は、御承知のとおり欠席届が出ておりますので、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名します。

8 番、青砥日出夫君、9 番、細田元教君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 6 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3、議案第 6 号、平成 22 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

本件については、総務経済常任委員会を主体とする連合審査でありますので、初めに総務経済常任委員長から報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長です。それでは、委員会に付託されました案件につきまして御報告いたします。

その前に、お断りをしておきます。当委員会は委員会の審査を 3 月の 12 日に行いました。1

名の委員の方が病気理由で欠席されておりましたので、委員会で審議した委員のメンバーは6名になっております。最初にお断りをしておきます。

それでは、議案第6号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第6号）であります。総務経済常任委員会にかかわります案件につきまして、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 続いて、民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 議案第6号に関しましては、民生教育常任委員会でも全員一致で可決すべきと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第6号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。（発言する者あり）

休憩します。

午前9時06分休憩

午前9時06分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第4 議案第7号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第7号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第7号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、本議案の議案の中身は、ほぼ実績に合わせた額の確定に伴う補正でございました。

全員一致で可決すべきと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第8号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 議案第8号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

この予算につきましても実績に合わせた額の確定による補正でございまして、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第8号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号

○議長（足立 喜義君） 日程第6、議案第9号、平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第9号、平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）ですが、県からの補助金の額が確定したことに伴う一般会計からの繰入額との調整の予算でございます。

全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第9号、平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、議案第10号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第10号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）であります。これは委員会での審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第10号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号

○議長（足立 喜義君） 日程第8、議案第11号、平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第11号、平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）であります。審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第11号、平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号

○議長（足立 喜義君） 日程第9、議案第12号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第12号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号

○議長（足立 喜義君） 日程第10、議案第13号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第13号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第4号）。

審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第13号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 4 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 1、議案第 1 4 号、平成 2 2 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第 1 4 号、平成 2 2 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

この中身については、交付税措置分を一般会計から繰り入れるという交付税整理に伴う補正でございました。なお、議案の内容説明に付随しまして当期の決算見込みの報告も受けており、黒字決算となる見込みであるという報告でございました。

全員一致で可決すべきと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 4 号、平成 2 2 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 5 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 2、議案第 1 5 号、南部町課設置条例の一部改正についてを議

題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第15号、南部町課設置条例の一部改正についてありますが、委員会の審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1点だけお願いします。この課設置条例は、これまで健康福祉課が国保の事務を取り扱っていたものを町民生活課に事務を移管するという内容だと思いますけれども、それに伴って人員配置が変わると思いますが、その点と、正規職員等だけでその事務が賄えるかどうか、その点どのように聞き取っておられますでしょうか。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 今、植田議員の方から質問されました件につきましては事前に通告を受けていませんでしたので、議会の規則で事前に通告を受けるように全員の意思を統一しておりますので、残念ながら答えるべき資料は持ち合わせておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第15号、南部町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号

○議長（足立 喜義君） 日程第13、議案第16号、南部町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第16号、南部町保育所条例の一部改正についてについてですが、本議案の内容は、南部町の保育所の運営を指定管理者に行わせることができるようにすること並びに保育所運営に当たり、指定管理者の行う業務を規定するものでございました。

賛否両意見あり、採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見の主なものとしては、今回予定の2園だけでなく、すべての4園、残りの2園も指定管理可能とする条例であるので、そのような道筋をつける改正には反対であるという御意見でございました。

賛成意見としては、この条例は保育園を指定管理にすることができるための条例であり、園を指定する必要は特にないのではないかという御意見でございました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第16号、南部町保育所条例の一部改正について反対の立場から討論をいたします。

まず、反対の理由は、この条例の改正は町立保育園を民営化する条例であることを理由に反対いたします。今回、町が行おうとしている条例改正は、町民、保護者に対して十分な説明もないまま、さくら、つくし保育園の2園を民営化するものであります。また、残るひまわり、すみれの2園もいつでも民営化することのできる内容であります。この条例改正は、町の説明責任を十分に果たさないまま、伯耆の国へ指定管理させる条例改正とも言わざるを得ません。児童福祉法の精神からも保育園を民営化すべきでないということを理由に、この条例改正に反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例改正は、平成24年度から実施予定の保育園の指定管理者による管理運営のため、指定管理者が管理できるよう、条例に3条を加え新しく一部を改正するものであります。特に、第11条で、指定管理者は、法令、条例、規則、その他町長の定めるところに従い、保育所の管理を適正に行わなければならないという条項が定義されております。したがって、私は、このことについて賛成するものであります。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第16号、南部町保育所条例の一部改正に反対の立場で討論します。

そもそも、南部町保育所は町の直営でこれまで健全に、いろいろ職員の待遇の問題はあったにしても町直営でやってきたわけです。それを児童福祉法の精神、2条には、国と自治体は子供の健全な育成の責任を負うとしている、この精神からして町が直接責任を負うということが第一に強調したい点であります。

そして、今回指定管理をすることができるようにすることは、町長は保育園の非正規職員の待遇改善のために、伯耆の国の正規雇用によって身分が安定するとの説明ですけれども、非正規職員の身分の安定を言うならば正規職員の比率を引き上げ、非正規職員の待遇改善を町が直営ですべきです。そして、この非正規職員を3年で雇用を打ち切りする根拠は、労働基準法第14条にも反しています。この労働基準法第14条は継続雇用が原則という立場である点から見ても、町の条例が問題だと言わざるを得ません。

そして、次に、南部町の保育所を指定管理することができるとなると、この条項は、先ほど雑賀議員も言われましたけれども、4園にすることが可能だということも委員会で聞き取っております。そういう内容でありますから、なし崩しに指定管理が広げられるという問題があると言わざるを得ません。そして、町が子供たちの健全育成のために直営で責任を果たしていく、そのことを強く求めてこの議案に反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷早苗でございます。私は、この議案第16号、南部町保育所条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。

先ほどから反対の方の論点がだんだんとずれてきているように思います。内容につきましては、また他の部分でしっかり討論すればいいということです。それに、この条例は、あくまでも今後の町の方針というものを正しく方向を持っていくために定めるものでございます。反対者の方たちはどこに根拠があるのか、何がもとなのかということを常におっしゃっております。これはそのようにできるということの条例でございます。

それと、先ほどちょっと気になることを雑賀議員がおっしゃいました。4園をすべて民営化するというように聞き取っているというふうにおっしゃったんですが、私たちはそういうふうには聞いておりません。今のところそういうことは考えていません。ただ、民営化ができるということの条例だけを制定するというふうに私たちは聞き取っております。同じ委員会の中で、それぞれ考え方を、前もっての先入観があると、こんなにも意見が違ってくるのかなと思っております。以上をもちまして賛成の討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は、この議案16号、南部町保育所条例の一部改正について反対することで意見を申し上げます。

児童福祉法では、第2条でこのように規定しております。児童の育成の責任。国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う、このようにきちっと明記しております。つまり、私が言うのは、この町内に民営の保育園はありません。長らく続いてきた町独自でやったことを今どうしてこれをするのかということをお納得できない、そのことから発言するものであります。保育所の責任を持つということ、そのことについては非常に重要であり、今まで町の公の施設を指定管理に出す場合は、どこの施設をするかということをおきちっと明記して条例を改正しております。

今回の条例改正では、どこの施設をやるのかということは明記されておられません。先ほど賛成者の討論の中でずれているということですが、ここが一番の欠陥ではないでしょうか。この本会議の中でも町長は2園を民営化するが、残りについては考えていない、このように発言したのではありませんか。であれば、このたびこの後で議案が出てきますが、さくら、そして、つくし、この2園を民営化、いわゆる伯耆の国にしたいということであるならば、きちっと2園を園名を上げて条例に書き込むこと、これが原則ではありませんか。つまり、その園名を上げてないということは、将来にわたってはあとの残りの2園もいつでも指定管理、そして、民間で運営をできる、このようにするということにつながるものではありませんか。そのことをもって私は反対し

ます。

最後になりますが、町の公の施設の保育園は直営でやることを求めます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第16号について賛成討論させていただきます。今、共産党3議員がるる反対討論されました。一番の大きな危惧されるというか、問題にしておられるのは児童福祉法、これが一番もとになってると思っておりますが、この児童福祉法に基づいて第2条、公的責任ですね、これについて反対されると言われましたけども、公設民営で、これはるる何回も説明しておられましたように、町が責任を持つ、はっきり言っておられます。基づいてこういうことは一つもならない。たとえこれ民営化になっても公設民営で、この児童福祉法に基づく公的責任は町が負います。一つも問題ありません。

それと、住民に説明がないと言われましたけど、一番大事な当事者、保護者、この問題になっております非正規職員については何回ともなく面談もし、意見を合わせておられました。それで皆さん合意を得られて、オーケーということで民営化になったことであります。

今、植田議員が職員の待遇について問題があるけどもと言われました。その一番の大きな問題が非正規職員の雇用の問題でありました。これをもし、この議案が反対されるならば、非正規職員についてはもう職場がありません。あなたやちがいつも言うておられますワーキングプアの一番の最たるのがこの問題でありました。これが今回のこの提案でワーキングプアも解消されます。また、労基法に基づいて問題があると言われましたが、確かに労働基準法では3年を経過したら雇用しなければいけません。これは町営の施設でありまして、町の職員であります。町の職員ということは公務員であります。この公務員試験がなかなか通らないというか、公務員試験を受けないけん、通らないけんという難関、壁がございます。そういうことで、非正規職員ということで同じ仕事をしながらこの町の保育園を今まで頑張っていたいただいております。これを非正規職員、同じ仕事をしながら待遇改善のためにこのような措置をされたということでこの条例が出てまいりました。また、この議案が出てまいりました。ということに基づきまして、この第16号については賛成討論といたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 仲田でございます。南部町保育所条例の一部改正を賛成する立場で討論をさせていただきます。

この条例につきましては、先ほど委員長並びに細田議員の方からも話がございましたけれども、指定管理ができるという一般的な条項のものでございます。ですから、この後に出てくる2園を云々というのは別の問題でございますので、この条項につきましては何ら危惧する問題はないというように思って賛成するものでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 反対討論の中でいつも出てきますけど、いろんな全協の場でも出てきます。公設民営と私は確認しております。ところが、いかなる場所でも完全なる民営化、責任はだれが持つのか、細田議員も言われました。保育方針にのっとしてあくまで町が行う、はっきりと言われております。住民の皆さんは不安がっておられます。なぜこういう話が増幅したような話になってくるのか。説明は何回も受けております。公設民営で町が保育方針にのっとして責任を持って行うと明記しておりますので、この条例のとおり保育所の施設、設備、備品、維持管理に関する業務、また、指定管理者は法令、条例、規則、その他町長の定めるところに従い、保育所の管理を適正に行わなければならないと、この責任もきちっと明記してあります。住民の皆さんの不安をおおするようなことは、私は議員としてちょっと考えるべきだと思いますので賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第16号、南部町保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第17号

○議長（足立 喜義君） 日程第14、議案第17号、南部町災害遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） どうも済みません。議案第17号、南部町災害遺児手当

支給条例の一部改正につきましてですが、委員会での審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第17号、南部町災害遺児手当支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号

○議長（足立 喜義君） 日程第15、議案第18号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長でございます。議案第18号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、この議案は出産育児一時金の金額を35万円から39万円と増額するというものでございました。

全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第18号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号

○議長（足立 喜義君） 日程第16、議案第19号、南部町旧家保存施設民俗資料館条例の廃止についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第19号、南部町旧家保存施設民俗資料館条例の廃止についてであります。この旧家保存施設ということをちょっと説明しておきます。

これは細田武氏から寄附を受けました木造平屋建てカヤぶき屋根の建物であります。第2期山村地域農業対策事業にて、1982年に事業費1,960万8,000円をかけて完成された施設であります。今回、条例を改正することによって条例を改正し、一般財産にすることによって貸し付け、売却ができるようにするものであります。審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この旧家保存施設ですけれども、いろいろな経過があったと聞いておりますけれども、町がこの保存にかけた経費がこれまで累積でどの程度支出してきたのかというようなことについては聞き取っておられませんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 聞き取ってはいませんが、予算書あるいは決算書の中に明記されております維持管理費数十万ですか、その累計で、具体的な活用というのはここ十数年来やっておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長にお聞きします。昨日の全協でもお尋ねしましたが、それ以外にちょっと落としておりましたので、もし聞き取っておられたらお聞きしたいんですが、この建物、財産は南部町旧家保存施設民俗資料館ということになっておりますね。私も何回かここに、所轄に属しておりましたときには、委員会に属しておったときにはのぞいてみましたし、そうでない当初のときにも客として行ったわけですが、そのときに民俗資料、例えて言うとな織り機だとか、あるいはかさだったかな、民俗資料が置いてあったんですが、この扱いは建物がきのうの段階では貸し付けでいくということだったんですが、この今資料としての分はどのようなことを扱いをされるのか、聞いておられましたら答弁をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 通告にありませんでしたので、細かな詳細につきましては少し答弁の方が間違ってるかもしれませんが、この民俗資料の所有者というのは町のものではありません。持ち主の名前は聞いていたんですけどちょっと忘れてしまいましたが、もし売却等をするならば、あるいは貸し付け等をするならば返してほしいという旨の通告をしてるというふうに個人的ですけど、聞いております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第19号、南部町旧家保存施設民俗資料館条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号

○議長（足立 喜義君） 日程第17、議案第20号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第20号、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これはさくら保育園、つくし保育園を指定管理に出すためのものでありますが、保育園は民生担当でありますので、条例の部分につきましてのみ当委員会で町民生活課長の方から説明を受けました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

この審査の結果の反対の意見であります。保育経験のない法人団体に管理を任せるのには反対。2番目として、南部町条例に照らし合わせて経費の節減となっていないので反対。3番目として、管理者選定委員会に出すべき資料が十分でない。規則では提出すべき収支予算書等によって資料の提出が十分でないということによって反対する。

賛成の意見は、公設民営の組織となる。2番目として、職員の雇用の継続となる。これは23年3月で非常勤職員が雇用の期限が切れるためのものでありますが、これのための雇用の継続となる。3番目として、法人組織として伯耆の国は保育の経験はないが、臨時職員の人たちは個々としては十分な経験もあり、保育士の資格も持っている。十分な対応ができると考える。4番目として、伯耆の国も福祉法人としてきちんと経営がなされており、指定管理者先として十分であると考えたいという意見でありました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この議案第20号で保育園の公設民営と言っておられますけれども、伯耆の国に指定管理をさせるという議案ですが、これは南部町条例の公の施設の指定管理者の指定に関する条例第6条において、選定の基準が示されております。1つには、施設の利用者に平等利用が確保されること。2つには、施設の効用を最大限に発揮させるとともに経費の縮減を図るもの。3つ目として、指定申請の法人等が管理業務を安定して行う能力があることという3つの選定基準があります。それで、私、選定委員会の議事録等を読ませていただきましたけれども、そういう審査の中身になってないというふうに感じたんですけども、委員会でその3つの基準に照らして適当だという根拠についてどのように聞き取っておられますか。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 植田議員の方からの質問の要旨というのは出ておりませ

んでしたので、的確には答えられないというふうに考えておりますが、確かに委員会の審議をするときに議事録、あるいは伯耆の国の決算書、それから事業内容等については提示はされませんでした。それは議会の議員控室に資料を添付しておるので、膨大な資料なので、申しわけありませんが、それをよく読んでくださいという説明がございました。審査をしたのは3月の15日、決したのは17日でありますので、委員の皆様は個々それらの資料を十分に理解され、審査に臨まれたというふうに考えております。その点も踏まえて審査の結果、賛成意見があったというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、委員長にお聞きします。よろしく申し上げます。以前も指摘した、今議会でも聞いたんですが、指定管理者になる団体に出す場合、指定の期間というのが通常というんですか、普通3年を境というぐあいにして、長いところでも5年だったと思うんですよ。ところがこれは、さくら、つくし保育園、この2園については来年24年4月1日から10年後の34年3月31日まで、つまり10年間を期間とするという条例の議案なんです。私は、この期間10年というのは、いわゆる経済的な変化といいますか、保育の事業とか、そういうことがいろいろまた変わる面もあるんじゃないかと思うんです、予測されますね。常に、今、保育の審議会でもやっておりますが、そういうことで変わるということも十分考えられるわけなんですよ。そういう中で10年を設定した理由というものを再度お聞きしますので、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） それにつきましても、そのような通告はありませんでしたので非常に私見になると思いますので、もしかしたら、解釈が間違ってるかもわかりません。単なる事業、例えば物をつくる、あるいは例としては給食センターのような、物をつくる、あるいは緑水園のように接客をする、そういう指定管理の場合には2年なり3年なり、非常に短い期間で十分な効果が上げられる、あるいは効果が上げられないという結果が出るというふうに考えますが、この保育園というのは教育の一環であります。教育をそういう指定管理に出す場合、2年とか3年とか、そういう短期間で効果がうまく上がるというふうには思いません。私は、10年というスパンはむしろ短いような気がしております。長期的な視野に立って子供たちをどう育てていくのか、町の保育はどうしていくのか、そういう観点から考えられた期間だろうというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。先ほど植田議員から質疑があって、いわゆる3点ですね、指定管理に出す場合の中で要綱にあって、3点あったんですね。その中で、3点目の最後にいわゆるこれを活用する能力があるのかということがあるんだけど、前も聞いたんだけど、保育事業について、業務について、今までやってこられたところがないところなんです。先ほども言ったんですけど、保育に対する国の施策が変わる中で、全く経験がなかったところが10年の長期にわたって契約した場合、それに対して対応ができるのかどうなのか非常に不安なんで、そのことからの立場で審議されたんでしょうかということを再度お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 通告がありませんでしたので、私の私見だということをお断りして御答弁させていただきます。能力があるとかないとかという問題につきまして、亀尾議員とやろうというふうには考えておりません。一例を挙げますと、ある町である地域で、保育園がその地域からなくなるという例があって新聞等に出てました、ごらんになった方もいると思いますが。それを地域の方が保育園を経営するという記事があって、非常に称賛された文章でありました。その地域には保育の経験があったのでしょうか。いろいろなことを難点をつければ切りがありません。前向きに考えて出発させていかないと物事は始まらないと思います。

少し議事録の件が出ましたので、参考に議事録を少し抜粋しましたので読ませていただきます。

伯耆の国の担当者はこういうふうに言っておられます。法人の説明の後に1年をかけて現場と具体的な引き継ぎを行っていく。質の高い保育を実施できるような体制づくりをしたい。そういうふうに言っておられます。そして、具体的にはどういうことを述べておられるかということ、個性の重視、集団性の中での調和。2番目に、縦割り保育を行わない。3番目に、社会の一員、保護者との連携。4番目に、保護者の支援。これは延長保育、あるいは24時間保育というような計画だろうというように思います。それから、行政の方針を守る。こういうふうに述べておられます。そして、一番最後に非常に印象的だった言葉をこういうぐあいに言っております。最後に担当者からは、保育業務は未経験な部分であり、保護者の方も町民の方も不安をお持ちであると考えています。指定管理を受けることになれば、まず保護者や町民の誤解をどのように解いていくのか。この誤解という言葉は非常に誤解されると困りますが、これは反対の運動があるという現状についてであります。最終的には、法人が指定管理を受けてくれてよかったということをお住民、行政に喜んでいただくべき努力をしていきたいと、こういうふうに最後に述べておられます。

私は、こういう姿勢があれば、十分指定管理として伯耆の国はやっていけるというふうに確信

をしております。これは議事録を読んだ私の私見でありますので答弁にはならないかも知れませんが、通告を受けていない質問を受けてますので、私見で答えるしかありません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 亀尾議員の質問の流れの中で、私も議事録読ませてもらいました。それで、審査委員の方が今の保育業務を管理できる能力があるのかということで、今の町職員との人事交流とかいろんなことを言っておられまして、明確に能力があるというふうに言い切っておられないんですよ。（発言する者あり）議事録読めばわかりますよ、公開されてますからね。読んで審査されたと思ってますけど……。

○議長（足立 喜義君） 質疑の内容に入ってください。

○議員（4番 植田 均君） そういう審査の中身がある中で、なぜ今焦って指定管理をしなければいけないのかということを委員会の中でどのように判断されたのか、その点よろしくお願います。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） それは植田議員の意見でありまして、残念ながら質問の骨子にはなっていませんので、私は答える義務はないというふうに考えています。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之です。私は、この議案第20号、公の施設の指定管理者の指定について反対する立場から討論いたします。

まず、反対理由です。この議案は、さくら保育園、つくし保育園の2園を社会福祉法人伯耆の国へ管理運営をさせるものであります。南部町公の施設の指定管理者の指定に関する条例の手続等に不備があることを理由に反対いたします。

条例の第4条の2項で、指定管理者の指定を受けようとする法人等は、申請するときは事業計画書、収支予算書及びその他規則で定める書類を添付しなければならないとなっております。第6条で、町長は第4条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその内容を審査し、候補者を選定するものとする。1に、施設運営は、施設の利用者または利用者の平等な使用、

利用を確保するものであること。2、事業計画書の内容が当該町の施設の効用を最大限に発揮させるものであることとともに、当該町の施設を管理する業務に係る経費の節減を図るものであること。3、当該指定申請を行った法人等が、事業計画書に沿った当該管理業務を安定して行う能力を有するものであること。2項には、町長は、前項の規定により指定管理候補者を選定するときは、あらかじめ第16条第1項に規定する選定委員会の意見を聞かなければならないとなっております。次に、第7条の2項に、公募によらず指定管理候補者を選定する場合においても、第6条第1項に定める基準に沿って審査することとする。その際、当該法人等に対し、事業計画書等を提出させるものとする。3項に、町長は、公募による選定と同様に選定委員会の意見を聞かなければならないと規定されております。

まず、条例ですが、経費の節減を図ることとなっておりますが、今回の指定管理は経費がふえることとなっております。このことで町は総務省通達を経費の増大を認めているとの説明がありましたが、これは経費節減ばかりが先行して責任の所在、住民の安全確保に問題があるからです。御存じのように、某所でプールでの死亡事故がありました。このことは皆さんも御存じだと思います。これは指定管理を受けたところの事故であります。このことのないように十分にチェックをして指定管理しなさいという通達であり、経費の増を容認するものではありません。

総務省の通達によりますと、平成22年12月28日に出しております。この中で8点、総務省から通達が出ております。主なところを読み上げます。

3番に、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、これは期間のことを言っているとあります。指定管理の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については法令上、具体的な定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において施設の設置目的や事情等を踏まえて指定期間を定めること、これは十分です。

それから、4番目、指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ、同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

5番目に、指定管理者制度を活用した場合でも住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者等の協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ま

しいという通達を出しております。

そこで、町及び選定委員会の提出書類の不備がございます。

まず、保育の計画の中で、保育課程及び指導計画が出すようになっております。南部町立保育園保育課程南部町保育所年間指導計画、子供の発達過程における保育の視点等を基本に実施しますとなっております。

計画については、立案時に町と共同し、話し合い、十分な理解のもと実施につなげてきますということの選定委員会になっておりますが、ですから、まだ計画等は出してないということでもあります。それから、1日の保育の流れと年間行事計画では、南部町立保育所年間指導計画日課表等に基づき実施しますとありますが、私が一般質問で申し上げまして出てないと言いましたら、出しておるといふことで見ましたら、ここにA3版の保育課程ということ南部町立のものかと思いましたが、見ましたら、最後の方に南部町立さくら保育園となっております。これは南部町立のものを出したというぐあいに私は解釈をしておりません。南部町の保育方針じゃないというぐあいに思っております。

それから、統合保育に対する考え方の中で、経験者の人数、保育経験、職員配置の考え方、配置及び勤務体系で、採用方法、資格、経験年数、雇用体系、配置、賃金体系、健康管理、定員時の配置となっております。特に、賃金体系は法人の給与指定に従いますとありますが、全く示されておりません。収支予算書の提出もありません。提出書類に不備があるということを選定委員会の不備があり、選定委員会の決定は認めません。以上の理由で反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井です。私は、この議案第20号、公の施設の指定管理者の指定についてということについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、先ほど雑賀議員の方から、るるこの指定管理の選定委員会のことで話がありました。書類的にはないものもあったのかもしれませんが、このたびの指定については24年からの指定ということで、23年度については職員を町の保育園に派遣をして1年間勉強するという期間もございます。

それと、後は具体的な引き継ぎを行って、この1年間かけて質の高い保育が実施できるような体制づくりをしたいと担当者の方は言っておられます。具体的には、個性の重視、集団性の中での調和、縦割りの保育を行わない、社会の一員として保護者と連携をとっていく。また、保護者の支援として、延長保育、24時間保育なども計画に上げておられます。また、もちろん行政と

の方針を十分踏まえながらやっていく、そして、この施設はあくまでも、何回も先ほどから出ておりますように、公設民営が原則としてこのたび指定管理を伯耆の国にお願いするものであります。この公設民営というものは、保育園の実施、それから決定は町です。そして、保育料の決定、徴収についても町が行います。もちろん施設は町の施設です。そして、職員の配置基準についても町がもちろん行います。

伯耆の国については、保育園の運営、職員の雇用については責任を持ってやっていただくという方式であります。やはり町にあります福祉法人がこういったような形で保育園をやっていく、米子市とか、そういった、外からではない地域の法人がやっていくということは本当に理想ではないかなと思います。ただし、経験はありません。先ほどの1年間を通してその経験を十分踏まえていただき、また、経験はないといっても、法人としてはありませんが、実際に携わる職員の方は今まで長い方では10年以上の経験の方もおられます。最低でも3年の経験があって、このたびの条例によってかわらなくちゃいけないということがありますけれど、やはり経験の豊富な方々がそのままこの2つの保育園を運営していくということになります。町民の、町の子供たちの性格や町の気質、また町の条件なども十分知り得てやっていただくという最高の方に保育の運営をこれからお願いするということになると思います。私は、この民営化は、長くなって済みません、経費の節減にならないというふうに言っておられますけど、この方々を正職員にすれば、町民課長も1億5,000万ぐらい以上のお金が今まで以上にかかるんだというふうに言っておられました。やはりそういった面からすれば十分な経費節減と子供たちの安心な保育、そして、任せる保護者の安心した労働も確保できるというふうに思います。そういった面からして、この民営化の指定管理については賛成をいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第20号に反対いたします。理由は、先ほど16号で、細田議員の討論で誤解があるんですよ。執行部にも法令の誤解があるんですよ。（発言する者あり）労働基準法第14条は、継続雇用が原則で再雇用を妨げないんですよ。それで、町長は労働者派遣法で3年継続したら正規雇用をしないとイケないと、これを引っ張り出して、3年したら正規職員にしないとイケないからというようなことで、法令をごちゃごちゃにしてむちゃくちゃな解釈をしておられるんですよ。（発言する者あり）私は、そこんところをきちんと整理してもらわないとこの問題ははっきりしないんですよ。（「ちゃんと聞け」と呼ぶ者あり）これは大事なところですよ。町長はそのことを理由にして3年の雇用が切れるから、職員の身分安定だと言いきってられる。そのことがまず第一に法令をきちんと理解してもらわないとイケないというこ

とです。

それから、もう一つ大きな問題があります。それは伯耆の国の理事会の議事録を見ました。指定管理を伯耆の国が受けようとするのを理事会で決議すると、そういう理事会の議事録がありまして、それに町長は議長として選出されて、それで町長としての立場から、この保育事業を伯耆の国の事業展開としてやっていくんだと、こういう発言を、何が何だかわからないような発言をしておられるんですよ、いいですか。町長が理事長で、議長で、この議事録見て私は驚きました。これは本当に町長が理事長をしてる伯耆の国が指定管理を受けるという、この今回の一つ、一番初めからそういうでき上がった筋書きだなということじゃないですか。そして、その同じところに既に町議員の支援をいただいていると、ここまで言うておられるんですよ。私は、今回議案に出してくるのに、もう理事会で町議会の支援をいただいている、こういう発言というのはもう何といいますか、議会軽視といいますか、理事会と町長とも混同した大変な運営のあり方だと思っております。

そして、いろいろ書類上の不備もありますけれども、やっぱり一番大きな問題は住民の皆さんがきちんと理解して、なるほどそうだという説明がない、ここに一番大きな問題があると思えます。

それで、私たちはこの公設民営化そのものに問題だと考えております。今、構造改革という形で官から民へといろんな形で公の業務を外部、アウトソーシングといいますか、横文字はちょっといけませんね。（発言する者あり）外部委託することを積極的に町長は推し進めておられますけれども、私は公的部分はきちんと守って、そういうまちづくりを目指すべきだという強い思いを持っておりまして、この議案に対しては反対をするものであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。私は、この議案第20号について賛成の立場で討論をいたします。

私も事務局に提示されております議事録を読ませていただきました。それで、その上で私はまた違う感想を持っております。それと、伯耆の国の決算書は提出されております。あなた方の考え方にもちょっと認識が違うところもありはしないのかなというふうに感じております。そして、保育能力がこの社会福祉法人にはないということでもございました。しかしながら、今、副町長が隊長として災害派遣しておられます。そのことの報告がホームページにも出ております。足湯をしている、そういうような場面もございました。私が仄聞したところによりますと、この伯耆の

国から5名の介護士さんが出ておられます。そして、その介護の能力をどういうふうには発揮したらいいかというところで、皆さん男性の力強い方でございました。その方たちがバケツリレーをして、持ってきたガスボンベでお湯を沸かして足湯をしてさしあげたと、とても喜ばれた、本当に温かい心です。そして、目隠しをして体を拭いてあげた、清拭をしてあげたということも聞きました。その上に子供たちにもそうしたというふうにも聞きました。

こういう根本にある福祉の心というのは、これから1年間直に担当する保育士の方々はそのまま経験を積まれた方です。だけど、周りを取り巻いている、そういう方たちの本当に奉仕的な心というのはしっかりとあると思っております。その上で、民間の指定管理者やその職員は、もし保育の質を落とすようなことがあれば指定管理者から外されたり、事業の継続が困難になったりして職を失ったりというリスクを常に背負って業務に当たられるということになります。身分がそういうことであります。民間の指定管理者としては、町の評価はもちろん保護者の皆さんの評価にも敏感になれるわけで、常に保育の質を上げていくことを目指されると思います。給与ベースが上がり、昇給や賞与もある正社員になる、やる気が出てくることとあわせてそのような緊張感を持って仕事に当たっていただけることを考慮すれば、保育の質は上がることはあっても、低下することはあり得ないと思われまます。

また、指定管理に出して予算がふえるとの御意見もありますが、現在の非常勤の方と同数の正職員を採用した場合との経費の比較を行うべきです。さらに、今後出生が減少していけば、大量に採用した正職保育士さんの処遇にも希望しない職種への配置転換というような問題も起きてくるでしょう。そのような意見には賛同できません。町条例を改正して非常勤の職員の契約期間を延ばせばよいと言っておられますが、不安定な長期契約労働状態から労働者を守るための法律である労働基準法に反した町条例が制定できるものとも思えませんし、労働基準法自体に問題があるとも言っておられますが、それならば国会に労働基準法の改正の働きかけを党としてなされたのでしょうか。いずれにしろ、差し迫った問題です。法律を改正する力もこの町議会にはないわけで、この非常勤職員問題の解決にとっては最善の方法であると考えます。

そして、先ほどから広報がない、住民の皆さんに知らせてないというようなことを盛んに言っておられます。この議場においても12月議会、今議会とも何人もこのことについて一般質問をされております。町民の方は目には見えなくてもお茶の間でじっと聞いておられます。非常勤職員の方の身分安定ということはいいことだなと本当に思っておられます。私は、そのようなことを理由といたしまして、討論といたしまして、賛成のことといたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は、議案20号、公の施設の指定管理者の指定についての議案に対して反対するものであります。

理由は、建設以後から長い間続いてきたさくら、そして、つくしの2園を平成24年度から伯耆の国に指定管理するということでもあります。賛成者の先ほど討論の中であったんですが、いわゆる伯耆の国から指定管理者としての提出書類ですね、これが不足していたかもしれない。このように言っておられますが、しかし、私は審査会で、ここで資料がないのに、不足している中で、それに対してゴーサインを出すということは、非常に公のこのような事業を行っていく自治体のあり方として、そもそも私たちに課せられているのはチェックをすること、行政のやり方に対してチェックすること、このことから放棄をしていると言わざるを得ません。厳しく私は糾弾すべきだと思います。

それから、平成24年度からなるんで今年の段階では云々と言われるんですが、しかし、この議案が通れば、来年まではいわゆる伯耆の国の職員として保育士を直営の保育園で働かせるということなんですけども、実際はこの議決が今日、きょうの最終議会で行われれば、仮に不備があったとします、この1年間の中でですね、保育の事業で、それを是正することはできないじゃありませんか。来年、またこれについて廃止するというようなことを決意をされてるんでしょうか。私は、非常に疑問を感じるものであります。

さて、私が指定管理のこの議案に反対すること、それは坂本町長が理事長の社会福祉法人伯耆の国を指定管理する、このことでもあります。これまでのことの経過を検証しますと、指定管理者に必要な情報は1カ所のみ情報に流しているということでもあります。先ほど反対者の討論でもあったんですが、広く情報を伝える、これが一番の原則ではないでしょうか。そして、結論が定められていない時点で意向調査をしている。いわゆる町が、9月の段階では町がやったというんですけども、その後はまだ決定がされていないのに伯耆の国の職員にのみこれを、意向調査を伯耆の国がやるということ、このことは非常に大きな問題であると指摘をせざるを得ません。このことは、ほかの契約ではあり得ないことでもあります。常識では考えられない。法に違反をしていないといえども、道義上では町長と理事長が同一人物であるということ、このことは外部から見れば癒着、談合の温床になりかねない。このことをつけ加えるものであります。さらに踏み込んで言えば、理事長の席を退くこと、このことを求めるものであります。

そして、先ほど賛成者の中で、いわゆる労働基準法をごちゃまぜにしてるんじゃないかというようなことがあったんですが、私ども日本共産党が国会で労働基準法のことについて改革をした

のかということがあったんですが、労働基準法は労働者の立場を守る法律であります。それを基本としております。そして、ここでつけ加えたいのは、労働基準法は一般労働者です。しかし、地方公務員法には、これは全く同じ適用がされるものではありません。そういう立場から私は、この議案に対しては反対することであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案20号については、賛成の討論をさせていただきます。

大きな点は2点、3点ありましたが、まず第1点は、最初は指名指定であります。今、るる公設民営化について反対されました。公募の場合にはこれは通るかもしれませんから、あくまでもこれは指名指定、伯耆の国に指名したいというのはこの議会が始まってずっともう1年間、1年半前から始まって、つい去年の9月議会でしたか、最初から指名指定したいと言っておられました。

この場で共産党の3人議員に私は敬意を表したいのは一つあります。私たちがよくわからなかった地方公務員法、また労基法の関係について鋭くこの間の間に質問されました。きちっと明確に答弁されて、地方公務員法、またもとの法である労働基準法にもきちっと合致していると。あなた方が言われたことが全部これが正解で合致したということが証明されたいということは、私はさすが共産党さん、いいところを突いて、きちっと今回の指名指定については、伯耆の国に行くことは問題がないということが今までの議会でも証明されました。

また、その中で町長、坂本昭文は南部町長であります。それと同時に、伯耆の国の理事長でもあります。私の私見でございますが、今の町立保育園、非正規職員が20何名、30名近く、この人がことしの3月で期限が切れて何とかせないけんというのは、私以上に町長がそう思っているのは職員を守るために当たり前のことです。それを、自分が理事長である伯耆の国に何とかして雇っていいぐあいにしてやりたいというのは、人間としての当たり前のことでないかなという、私は気がしています。それがたまたま伯耆の国の理事長であったことで、植田議員がこのことに関して町長が理事長であり、今回の理事会で議長をしたと、これは運営のあり方がおかしいとはっきり言われました。私も、他町の同じような社会福祉法人の理事を務めております。理事会があるたびに理事長が議長をします、議事進行をします。これは当たり前のことで、あなた方が知らないだけです。これは当然のことです。亀尾議員は、これについては公的責任を守るか云々とありましたが、これは最初からこの児童福祉法の公的責任に基づいてやるということになっております。また、保育指導とか、計画が出てないとか、町の保育方針に云々とありましたが、もとも

と公設民営で町の方針にのっとなってやることで、いささかも一つも変わらないんです。（「そうです」と呼ぶ者あり）そういうことが一番の問題でございました。

また、問題になっているのが、この指定管理というのは経費節減になってないじゃないかと言われました。非常勤職員があっち行くと、確かに経費上がりますが、もしこれが本当の正職員、町職員だけの、今まで公設民営で民間委託に出したときは全部町の関係でした。それが指定管理に出すと安くなります。一緒のように、今の例えばさくら、つくし以外の保育園も一緒に出して正職員ばっかしだったら、これを指定管理に出すと安くなりますよ。だから、これは当たりません。本当の町職員ばかりのところを指定管理に出すと安くなります。だから、経費節減になってるんです。ただ、この非正規職員を何としても守ってあげないけんということですので、そういう多少上がるということはありません。

一番皆さんが問題にしてるのは、伯耆の国にこういう経験がないじゃないかと言われますが、全国的に高齢者福祉、社会法人、一生懸命やっている高齢者施設ですね、そういうところは今、障がい者も含め、また子供さんを含め、保育園を持ち、経営をしております。少しずつ全国的にふえてます。米子では、大きなのはこうほうえんグループがキッズとかやっております。また、今、小規模多機能とか、いろいろな施設が出てますが、共生ホームがどんどんどんどんできております。必ずそこには保育園が併設しております。なぜかというなら、福祉の心と子育ての心、似たところがあるんです。ましてや伯耆の国の福祉の精神、要は、審査会の議事録読まれましたね、その中にありました。個々を大事にする、尊重する、崇高な精神が社会福祉法人にはあるんです。それがそのままそっくり子供保育、少子化対策、子供施策に今これが共通して言ってるんです。このような時代の流れにのっとなったのが、最先端を行ってるのが、今伯耆の国です。すぐこれは追いつきますし、そういう理念に基づいた行動を起こせば、そのままそっくりいきます。また、今度伯耆の国に行かれる職員、非正規職員の方、今非常勤職員の方、もともと町職、町の保育園で正職員と同じ仕事をしてノウハウもプロですよ。それがそのまま名前が伯耆の国から、仕事は一緒です。ましてや今度はモチベーションが上がって、今まで町の職員でできなかったことが今度は民営、民間だからこうもしよう、ああもしよう、だんだんと夢が広がるのがこの民営化の問題だと思います。そういうことに関しまして、最初から私は、町がこの人たちを何とかしてあげたい、救わないいけない、これがもとであったという、これが今回の問題だと思います。

そういうことで、この議案20号に関しては、ベターな、最高な、ますます南部町が高齢者福祉、また少子化対策、子育て支援にも一つ、一步厚みを増すようなことができるよう期待をしておりますということを申し上げまして、この20号には賛成いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

8 番、青砥日出夫君。

○議員（8 番 青砥日出夫君） 私は、先ほどからるる賛成討論、反対討論されましたけども、基本的に賛成。

反対意見の方は、まず出発点が違うということでございます。まず、町自体、執行部はやはり南部町をよくしようと思ってるわけですが、言い方によっては、悪い言い方しますと執行部は常に南部町を津波に遭わせようとしているというような言い方でしかありません。やはり、今みんなで考えてどうしようかというのは、悪くしようと思って考えてるわけじゃなくて、よくしようと思って考えてるわけです。その中で、いろいろやり方とか、手段とか、条例とか言われますけども、やはりそれは別の部分でやるところであって、賛成はしていただきたいなというふうに思うわけです。

その中で、先ほどから聞いてますと伯耆の国の理事長、坂本昭文様が、理事長がやめるべきだというような話が出ました。その話も、知らない町民は、理事長が懐にどんどんどん何かお金を入れてるじゃないかというような、そういう誤解を招くわけですね。したがって、町長をやり、理事長をやり、ばっかばっかお金が入って、保育所の方からもまたどんどん入るんだというような、そういうような疑念を抱かせるような発言ばかりでして、これちょっとおかしいなというふうに私は思っております。理事長をやめるべきだという意見がございましたが、理事長をやめられないというか、理事長でいなければいけないという理由は議会で何遍も聞いたわけです。それを聞いてない町民さんには、やめるべきだというようなことを言ってますが、実際にはそれはよく理解してるはずでして、ここの議員全体、または執行部の中で言われるのは、やはり町長としては片腹が痛いというように思います。

したがって、いろいろ言いたいことはありますけども、先ほど賛成者が言われましたように、基本的に臨職の人を正職にするという手段でありまして、すべて段階的にですけども町が公設民営でやるということで、責任はすべて理事長、町長がとるということですので、非常にわかりやすく一直接でいいんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、これをもって賛成討論といたしたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 20 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 私、先ほど討論の中で安易に津波という言葉を使いました。これは訂正しておわびをいたしたいというふうに思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は11時ちょうどであります。

午前10時39分休憩

午前11時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第18 議案第21号

○議長（足立 喜義君） 日程第18、議案第21号、平成23年度南部町一般会計予算を議題といたします。

本件については、総務経済常任委員会を主体とする連合審査でありますので、初めに総務経済常任委員長から報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第21号、平成23年度南部町一般会計予算、総務経済常任委員会に係ります案件につきまして審議をいたしました。

審査の結果は、賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対の主な意見であります。最初に、約15名の退職者、10名の臨時職員の採用、職員が必要であれば正職員として雇用すべき。職員の減少は、町の活力の減退を招く。2番目として、地域振興区の件であります。サポートスタッフの雇用についての形態の不明確さ。3番目に、プレ

ミアム商品券については景気対策であり、補助率を下げる必要はない。これらの点から反対する。そういう意見がありました。

賛成の意見として、23年度予算は主な事業がほぼ終わったので、ソフト事業を重点にした事業予算が配分されている。2番目として、振興区においては職員は引き揚げるが、さらなる支援を行うべき専門職員として2名を企画課に配置し、対応する。これらの多様なニーズに対応できる体制と予算が組まれており、賛成する。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 同議案の本委員会の所管部分について御報告をいたします。

民生教育常任委員会の所管部分の、予算内容の主なものとしては、福祉事務所の設置に伴う児童措置費、生活保護扶助費の増額や新設、懸案でありました会見第二小学校体育館改築事業、保育園の指定管理移行に先立った非常勤職員の伯耆の国への移籍に伴う報酬等の変更、東北関東大震災により今後の動向が懸念されてはおりますが、子ども手当の関係の予算並びに障がい有者の方の特別医療の拡充、また、インフルエンザや子宮頸がん等のワクチン接種事業等が主なものでございました。

賛否両意見ございまして、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

反対意見の主なものといたしましては、進学奨励金の地区指定があるのはおかしいのではないかと。また、保育園間の連絡調整を行う保育リーダーを新設、これは必要がない。また、保育士派遣に伴う伯耆の国への委託料に問題がある。そして、さらには、退職者が出るなど人員削減が進む中、緊急雇用の低賃金の臨時職員がふえているのにも問題があるということで、反対ということでもございました。

賛成意見の方では、合併後の一本算定を見据えた予算であり、職員の削減等にも一定の理解をするものである。また、町長マニフェストに基づく予算として全体が組まれており、妥当である。保育園の非常勤職員の、伯耆の国での正規雇用に結びつく予算であり、賛成すべきだという意見がございました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） まず1点目は、町長の所信表明で公共料金審議会の答申が23年2月9日に出されたということで表明されておまして、総務常任委員会において、その審議会の答申について聞き取っておられるのではないかと思いますので、その内容についてお伺いをい

たします。

2つ目は、地域振興協議会の会長、副会長の勤務条件等についてということで企画政策課から資料をいただいておりますが、任命期間が平成22年7月1日から平成25年3月31日となっております。会長が月額9万7,500円、副会長が3万800円、勤務時間として週30時間にならない程度の旨、任命時にお願いしておりますという資料をいただいておりますが、この地域振興協議会のあり方については住民の皆さんの中からいろいろな御意見を聞いておられて、町がつくった条例で、会長、副会長がその振興協議会の住民の意思を統括するというような内容になってるわけですけれども、その会長、副会長が、私はそういうあり方について問題があると思っているんですけれども、今のこの活動状況についてどのように検証が委員会でもなされたのか、その点について御質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 公共料金審議会、これは上水道の料金改定を答申しているものであります。答申書の結果というのが出ております。多分、お手元に資料をお持ちだろうというふうに思います。これは配付してありますので。これを見ますと水道会計の抜本的な改革のために、平成23年度5月以降から徴収する料金は速やかに適用されたいというような文言だったと思います。そして、長期的な展望に立って平成27年度以降というような内容だったろうと思いますが、町長は、一般質問の答弁の中で早期に考慮したいという旨を述べておられます。具体的に、現時点では料金を幾らにするかという明言は避けておられますし、委員会の方でもいつからこれを適用する、そういうような御答弁は説明はありませんでした。

それから、次の振興区につきまして、会長、副会長の給与の件を問われました。いろんな御意見があるという御指摘でありましたが、我々はこれを条例として認めて振興区を立ち上げました。そして、振興区の独自性に任せて地域をより活性化をするために活動していただいております。議会がどこまで踏み込んでいいのかというのは少しコメントを差し控えますが、委員会の中では具体的な件につきましては論議をしておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 水道料金につきましては、2月9日の審議結果について答申をいただきました。料金改定につきましては、この答申内容を尊重いたしまして改定に努めてまいりたいと存じますということで時期については明言しておられないんですけれども、方向性は出ているということなので、それ以上は今のところ聞いておられないということを確認したいと思います。

そして、2点目の地域振興協議会の会長、副会長は、私たちは条例でこれを位置づけているわけですから、そこにお金が出ているわけですよ。税金です。そこで会長、副会長がその地域、私はそういう統括するような立場に会長を置くというあり方自体が問題だと思ってるんですけども、活動状況については、税金をチェックする議会ですから、中身としてお尋ねしなければならぬと思いますので、再度よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 公共料金審議会の答申というのは、水道料金を改定しろという、してくださいという内容であります、後でも出ますけど、23年度の水道会計を見ていただくと改定を予測した予算ではありません。現在の状況におきまして、確かに現状では水道会計というのは非常に危機的な状況になるということは、多分、皆さん認識ができると思いますが、町長は明確な答弁を避けておられます。いずれの機会に改定案が出るというふうに考えておりますが、それはそのときにどのように対応していったらいいか論議するべきであって、現時点では答申の内容まで踏み込んで賛成か反対かということは、議案にもありませんのでそこまでの明言はできません。

それから、振興区の会長、副会長の任務、あるいは税金投入の件であります、私は十分な活動をされていると。地域を統括というお話がございましたが、決して統括をされているわけでありませんので、地域のリーダーとして努力されているという認識で私はおります。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀です。1点だけお聞きしたいと思います。民生教育委員長さんをお願いいたします。

この事業説明書の222ページの、きのうもお聞きいたしましたけども、宮前児童館の児童厚生員報酬等ですが、報酬で349万4,000円となっております。共済費は59万9,000円の予算が組んであります。このことについての人数なり、それから、どういう肩書きの方なのかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長でございます。この説明書の予算科目の事業名にも書いてございますとおり児童厚生員さんという職名の方1名の報酬でございます。この方は非常勤特別職の位置づけの方というふうになっております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 総務経済常任委員会の所轄の件について付議を受けられたことについて何点かお聞きしますので、よろしくお願いします。委員会が始まる前に何点か質問というんですか、質疑を、書を出しておりますけども、その中でその後わかったことについては省きますが、拾い上げた件についてお聞きしますので、よろしくお願いします。

ページ数を言いますが、これは当初予算事業別説明資料に基づいてのページ数ですので、よろしくお願いします。まず、14ページですね、シルバー人材センターの事務経費が15%アップになってるということなんです。変更ですね、つまり。これはどういう理由でそういうことになったのかということをお聞きします。

それから、32ページですね、これ金額とすればそんなに多いわけではないですが、火災保険料が地元負担になったということでもあります。それはどこかといいますと、集落公民館で東西町、それから、能竹、長田、笹畑、戸構、5カ所が上がっておりますが、これは私どもも地元で、落合ですけど、私は、公民館を落合独自で持っていますが、火災保険については負担してるわけなんです、地元で。今までどうだったのかということその様子の説明をお願いしたいんです。

それから、38ページ、これ大国の地域振興協議会が事務所として使っているところが狭いので、スペースがないので広げたいということなんですけども、町長の議案説明にもあったと思いますし、以前から言われてるんですけども、この23年度、新年度からは職員を、支援職員の引き上げということが行われますね。そうしますと、人員が当然減るわけですが、一体何人で、新年度から何人体制になるのかということをお聞きします。

次に、71ページ、地域振興協議会の事務局員の人件費のことなんですけども、原資は、これは非常に難しいと思うんですが、そのことについてどうなのかということ、もし審議されておりましたらお聞きします。

次に、73ページ、いわゆる地域振興協議会の中のサポートスタッフなんですけども、これが最初の本会議のときにも質疑を求めたんですが、よくわかりませんので、再度委員会で審議されてる内容はということなんですけども……（発言する者あり）ページ数ですか、73ページです。サポートスタッフです。違ってますかね、ページは。よろしいでしょうか、委員長、いいですか。ちょっと休みましょうか、いいですか。それじゃあ、続行しますよ。その中で、いわゆる報酬ということで240万上がってるわけなんです。これは報酬と賃金が上がってるんですけども、給料はもちろん職員のことなんですけども、正職。賃金と報酬はどういうぐあいに認識したらいいのかということをお聞きすると、報酬については非常勤の職員だということですね。それから、賃金は臨

時職員だということなんですよ。非常勤の年額は202万でしたかね、ちょっと違っとったかな、とにかくその金額なんだが、それと比べると高いんで、それでどうなんですかと言ったら、いや、特交のお金で出てるんでということだったんですけども、うちの条例から、南部町の条例から言うとおかしいんで、特交で出てるからそれが裁量でできるというような執行部の答弁だったんですよ。しかし、特交から出てるのは例えば緊急雇用だとか、そういうことで政府から出てるんですけど、それについてはきちんと賃金という形で、大体金額にすれば幾らでしたかな、月額にすると12、3万ですか、林道の作業員だとかそういうことはなってるんですけども、これがどういう基準でやられてるのかよくわかりませんので、再度お聞きします。

それから、90ページ、地域プランナーということで出ておりますね。去年は、なかなかスタート時点から人が見つからなくて随分おくれて22年度は減額補正になってますが、この地域プランナーのをされて雇用ができてからどのような実績があったのかどうかということをお聞きしますので、よろしくお聞きします。

それから、飛びまして295ページ、これめぐみの里の指導員というんですか、その方の雇用のことが載ってますね。それで、これは非常勤の職員だというぐあいに認識するんですが、そうすると、これはやっぱり経験とか、能力、技能というんですか、それが必要だと思うんですよ。そうすると、いわゆる非常勤職員は更新が2回しかできなくて3年目には切れるということなんですけど、ということはめぐみの里で全く素人からまたやられるのかどうなのか、利用者にとっては非常にサービスのマイナスだというぐあいに思うんですが、どうだったんでしょうか。

それから、これ通告してなかったんでわからなかったら仕方がないことですが、もしわかって、審議されて聞き取りされておったらお答え願いたい。336ページ、農業事業費の一般分として2カ所上がってますね。天津土地改良区、それから、中谷園農地造成というぐあいに2カ所が上がってるんですけども、ほかにも土地改良かなんかがあって、その後ですよ、あったと思うんですけど、それについてはどういうぐあいになってるんでしょうか。このことがわかれば教えていただきたい。

それから、358ページ、昨日も全協で聞いたんですけども、町産材、いわゆる木材ですね、これの活用の家づくりということでいろいろ補助が、支援が出てますね。私が聞いたのは、よくわからないのは、本人が自分の、亀尾としまししょうか、亀尾が持ってる山で亀尾が切り出してよろしくということになれば、それはもうはっきりと町内の材であるということはわかるんですけども、他の業者、いわゆる町外の林業者がやった場合に、果たして町内の材であるかということがチェックはどうされるのかということ、このことです。わかれば教えていただきたい。

それから、369ページ、林業費でイノシシの食肉処理加工施設、予算が1,496万3,000円上がってますね。これで、きのうも聞いたんですが、場所とそれから組織ですね、それと、販売ルートをどういうぐあいにされるのか、これを聞き取っておられたらお聞きしたいですが、よろしくをお願いします。

それから、これページ数は示しませんが、緑水園周辺の施設、これは建設されてスタートしてからかなり年数がたって、それぞれの施設が修理、改善費に相当金額がかかっているわけなんですよ。今後も恐らく、次々と言ったら語弊があるかもしれんけども、経年で手を加えなければいけないような状況が起こると思うんですよ。しかも、その施設のほとんどが指定管理として町の財政をつぎ込んで運営しているわけですね。そうしますと、結局これは抜本的な計画というもんをつくらなければ、なかなか財政の改善の方に行かないではないかと思うんですが、もし、そこら辺を総じて聞き取っておられたら、どういう方向性をされているのかということをお聞きしますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） たくさんの項目を聞かれましたので、少し漏れるやつがあるかもしれませんので、その都度また指摘を、ページ数を指摘していただきたいというふうに思います。

まず最初に、23年度の予算案の中に出ていますシルバー人材センターの事務経費であります、その他の委託料の件だというふうに思います。これは今まではシルバー人材センターの契約形態は、請負業務として事業費の5%を支払っていたのが、派遣業務があるということで、事務費が15%に上がったということでありまして。その項目の中に消費税も含まれているということで増額になっております。

それから、32ページの公民館の経費でありますね。これは東西町、能竹、長田、笹畑、戸構の集落公民館は、これは町の所有であります、実際に活用しているのは各集落であります。保険料は利用主体で負担が適当というふうに監査の方から指摘がありましたので、そのように変えるということで説明を受けました。

それから、38ページ、おおくに田園スクエアの件であります、何人体制になるかということとは明確に聞き取っていません。これは増築をするものであります。4メートル掛ける3メートルの12平方メートルの面積を広くするものであります、これはおおくに田園スクエアがすべてを地域振興協議会が優先的に使えるというものではありません。大国校区の方が日々、この施設を活用されておられます。そういう中に振興区の事務所が入っているわけでありまして、そ

の事務所自体もスペースが非常に狭くて若干の増築をしたいということでもあります。

それから、71ページの事務員の人件費の件であります。これは事務局員の人件費であります。これは集落支援制度の活用で3分の2は特別交付税、3分の1は各振興区の自主財源という考え方がありますが、この3分の1の自主財源というのは指定管理料の一部、あるいは施設の利用率から捻出するという考え方があります。これは資料はありまして、総務経済常任委員会の委員の皆様、あるいは議員の控室の方に資料を提出してあります。

それから、73ページ、地域振興区支援事業であります。このサポートスタッフの給料の件です。この集落支援制度、昨日も説明させていただきましたが、少し読ませていただきます。集落支援制度は、県、市町村であります。地方自治体からの委嘱を受け、職員とともに連携しながら集落の目配り、そして、集落の巡回、状況把握等を行う。集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村との間での話し合いを促進するなど、集落対策を推進する。集落支援制度で認められている最高額の年額、これは310万円です。月額29万1,000円は、事務局員の年額179万7,600円、これが月額14万9,000円ありますが、比較した場合、非常に開きが大きい。このため、能力、経験値などを勘案して年額240万円、月額20万円とするものである。この制度の支援員は特別交付税対象となるが、正職員は対象外で能力、経験を考え、非常勤臨時職員として採用するというふうに説明を受けました。

それから、90ページですか、地域プランナーの実績であります。これは22年度、今年度であります。途中で採用して、十分な効果が出ていない。引き続き23年度に行う事業であります。主な事業として作付、担い手、地産地消が重点である。販売ルートの拡大等にも積極的に取り組んでいきたいという事業計画であります。

それから、295ページの3名の非常勤職員の件であります。2回更新の3年間の雇用であります。3年間切れれば新たな方を雇用してサービスの低下になるのではないかと御心配ございましたが、そういうことはないというふうに認識をしております。

それから、町産材の件、336ページ、農地事業一般分であります。これは天津土地改良区、中谷園の実績がここに計上されておりますが、それ以外については残念ながら審議をしておりません。

それから、358ページ、緑の分権改革プロジェクトであります。これは資料は議員控室の方に置いてありますし、昨日も説明いたしました。町産材を使ったか使っていないかのチェックはどうするのかということですが、これは森林組合の方が責任を持って行うということになります。そして、商工会の方も窓口になっています。具体的な説明は昨日行いましたので、それに

もってかえさせていただきたいというふう思います。

それから、369ページ、そうですね。新規事業で解体処理施設新設事業であります。この設置場所というのはオートキャンプ場の一角につくりたいということでもあります。管理は地域振興会、緑水園に管理委託を予定であります。施設の概要については、まだ設計書、あるいは工事請負等入札が済んでいませんので、詳細な説明は控えていただきたいということでもありますので受けておりませんが、委員会の中の意見として確かにイノシシ等の数というのは非常に多いわけです。それがうまく資源として、資源というか、材料としてイノシシが入ってくるというのは難しい面もあるので、慎重に考えていただきたいという意見を担当課の方にはしております。

それから、緑水園周辺の利用状況等、あるいは施設の補修費等につきましてですが、確かに毎年補修費用というのが上がっております。施設ができて相当年数がたっておりますので、抜本的な施設の改修見直しというのは必要だろうというふうに思いますが、具体的な計画等は示されていません。年度改修費として計上されているというふうに考えております。周辺の利用状況も要りますか、要りませんか。以上ですね、以上です。

○議長（足立 喜義君） 途中でありますけど、ここで休憩をしたいと思います。理由は、ただいま岸本のサービスステーションを通過して、ほぼ近くまで救援隊が帰っておりますので、災害の救援隊ですね。それで、1階の方で出迎えたいというぐあいにも思っておりますので、途中でまことに申しわけありませんが、休憩をさせていただいて、多分その足で迎えに行くような格好になろうと思っておりますので、再開の時間は1時目途ということではありますが、多少弾力性があると思っております。そのときには、また御連絡申し上げますので、よろしく願いをいたします。では、休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後 1時30分再開

○議長（足立 喜義君） 休憩前に引き続きまして議案第21号の質疑が若干残っておりますので、その部分から再開します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 総務経済常任委員長から質疑に対する答弁をいただきました。ちょっと不明というか、私には理解がなかなかしがたいところがありますので、再度お聞きしますので、答弁よろしく願います。

最初に質疑かけたところの説明書の32ページのところです、いわゆる集落公民館に対する火災保険料が地元負担になったということで答弁いただきまして、5つの集落でしたね、あった。つまり、この施設の所有権といいますか、それが町のものであったから今まで町が出しておったんだけど、それは、所有権は別に変わらんとしても、火災保険料についてはその集落で負担していただくようになったということなのかどうなのか、再度お聞きします。

それから、73ページの、いわゆるサポートスタッフですね、あの分です、地域振興協議会の。このことなんですけども、人件費が、報酬として240万がこれが上限だということだったんですけども、それで、報酬ということになればこだわるんですけども、私。非常勤職員には報酬だということで載ってるんですよ。今回も報酬として載ってるわけですが、しかし、これについては非常勤職員は月額が14万8,900円なのに、それでいくと240万というのは非常におかしいので納得いなくて聞くんだけど、特交から、いわゆる国は特交として来るんであって、能力とか経験を上乘せうんですか、それを考慮してやるということなんですけども、これについて、じゃあ、その基準が一体どこにあるのかということがわからんですよ。例えば能力は何年そのことにやっておったのかとか、そういう年齢だとか、経験だとか、それが全く基準があいまい、わかりませんので再度、聞いておられたら答弁をお願いします。

それから、もう一つ、358ページなんですけど、きのうもこれお聞きして、きょうも聞いたんですけど、いわゆる町産材を活用して家の新築だとか、あるいは改修をしたら補助が受けられるということだったんですね。答弁聞きますと、そのチェックについてはどうするのかと聞きますと、森林組合でということなんです。ということは、つまり窓口が森林組合であって、そこを通さなければ補助が受けられないということの意味しているのかどうなのか。意見とすれば、こんなことは不合理だよと思うんですけど、そこをどうなのかということを確認します。よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 32ページの各集落の公民館の保険料の件なんですけど、所有は町です。そして、それを使っておられるのは各集落でありますので、集落の方で保険料を払っていただく。これは監査委員からの指摘でそういうふうに変えたということでもあります、それ以上の説明は聞いておりません。聞いておりませんというより、妥当であるというふうに考えております。

それから、サポートスタッフの報酬の件ですね。これは説明したとおりであります。それで、臨時職員、非常勤職員、町の条例に照らし合わせて不合理ではないかという御意見であります、

現制度の中ではそういう形を出していくと。これは全国に先駆けて行う制度でありますので、そういう形を出していくということでありました。

それから、町産材を使つての住宅建築に対する補助であります。それは町産材を使ったというチェックは森林組合に移管して行うということでもありますので、窓口がどうのこうのだなしで、それがそういう判断をするということでもあります。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之です。私は、この議案第21号、平成23年度一般会計予算に反対する立場から討論を行います。

まず、平成23年度の一般会計予算につきましては、保育園の民営化の負担金等を含む予算が計上されております。町長は提案理由で、保育園の運営について、保育士の雇用は労働基準法、派遣法、町条例、定員管理等、非常勤保育士の正職員化で身分安定化等を理由に、指定管理者として町が出捐をしているとして保育経験のない伯耆の国を指名指定、指定管理者候補選定委員会に指定された提出書類も不備のまま選定委員会を開催。また、保護者、町民に対して十分な説明もなく、保護者にアンケートをとり、その結果、民営化について不安がありますかの問いに対して、あるが54.4%、ないが17.2%、わからないが25%、不安があるとわからないが約80%もあります。これで保護者に町として説明責任を果たしたと言えるでしょうか。説明からわずか6カ月で結論を出そうとしているが、南部町の場合、公設民営化で、鳥取市、米子市とは違うので、そんなに長い間期間は要らないというような信じられない答弁もありました。

最初に、具体的な中身について申し上げます。まず、雇用の問題です。平成22年度末において13名の退職者の予定、育児休業の職員が5名に対して臨時職員を10名配置して、産休、育児の代替職員として急な業務対応、業務効率の維持、住民サービスの質の向上を図るとあります。町長は、職員体制について120名が理想であると言われております。臨時職員を10名雇用することは仕事上必要であって、当然、正職員の採用をすべきであると思います。臨時職員の雇用は臨時的な業務に対して雇用するのであって、恒常的にある業務は正職員を雇用すべきであると思います。このことは、単に公務員減らしで、住民サービスへのサービス低下につながると思いま

す。

次に、臨時職員の日当の問題です。地域振興協議会の支援職員の引き揚げに伴い、集落支援制度を活用して上限報酬20万円。町道・林道作業員雇用、緊急雇用です。賃金、日当6,820円。地域プランナー事業、ふるさと雇用です。日当6,840円。それから、総務課の臨時雇用は、日当ちなみに6,200円です。など、同じ臨時職員の日当が違うその根拠となる条例、説明が非常にあいまいであります。以上のことを理由に反対をいたします。

次に、循環型社会の促進です。これは木質ペレットストーブ、まきストーブの購入助成設置経費です。本体価格の2分の1を助成するものです。上限10万円です。要望があるのか、また、現実性があるのかわかりません。ちなみに、費用としておおよそ45万円から約100万円がかかるということでもあります。

次に、町産材を利用して町内の木造住宅を新築、改築する場合の県の助成に上乘せする制度ですが、この制度は助成対象者が鳥取県環境に優しい木の住まい助成事業を実施するもので、町産材を利用し、町内に木造住宅を建築、改修するもので、木材調達は鳥取県西部森林組合に依頼することなど、制限が非常に多い制度であります。また、業者も限定されます。自然エネルギー導入事業、南部町産材活用家づくり促進事業の本年度の予算は、合計して635万円です。提案されています事業は、利用者が非常に限定されています。もっと広く利用できる、例えば住宅リフォーム制度の創設をすべきではないでしょうか。

以上のようなことを申し上げまして一般会計に反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。私は、議案第21号、平成23年度南部町一般会計予算に賛成の討論をいたします。

まず、1点目は、総額65億8,200万円で、前年度比3.2%増の当初予算であります。内容としては自然エネルギーを導入した、環境に配慮し、育児支援に重きを置き、そして、会見第二小学校体育館の改築、また、鳥取大学との連携とした事業であります。

2点目は、マニフェストの総仕上げとして5点の重点事業があります。1つは、人と環境にやさしいまちづくり。2つ目、安心・安全のまちづくり。3つ目、教育・文化のまちづくり。4つ目、産業振興で活みなぎるまちづくり。5つ目、住民参画で持続する町と地域のまちづくりであります。この継続、新規事業であります。

3つ目は、予算編成の特徴がソフト事業へ軸足を置かれたことです。そして、企業誘致活動。

3つ目、循環社会促進。4つ目、福祉事務所の設置。5つ目、緊急雇用創出事業であります。6つ目、保育所の充実。7つ目が、鳥取大学との連携。8つ目が、公共事業であります。9つ目に、有害鳥獣駆除対策であります。そして、最後に若者定住対策であります。

4つ目としまして、目的別歳出についてであります。予算総額の29%が民生費であります。衛生費8.5%を含むと37.5%を占めております。総務費は20.2%、公債費が18.1%、教育費は9.0%、農林水産業費が8.2%、土木費が4.6%、議会費が1.1%になっております。福祉の町南部町としてふさわしい予算であるとともに、教育、農林水産業にも重点とした予算であります。

以上、私は総合的に判断をいたしまして賛成するものであります。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、議案第21号、23年度南部町一般会計予算について反対の立場から討論をいたします。

今回、23年度の議案の一つの特徴は、正職員を10名削減するという総人件費の抑制が一つの特長になっております。国が行う構造改革路線そのものを町長は推進する立場からこのような政策をとられておられると思いますが、ILO、国際労働機関などでは、国際的には公務は恒常的業務であり、その遂行は正規職員が行うべきであるとの立場をとってきました。公務員の割合の国際的な比較では、日本は先進国の中で大変少ない比率を、公務員の比率であります。アメリカが15.8%、イギリス18.2%、カナダ20.1%、日本8.3%、これはILOの1996年から98年の調査結果であります。今、民間企業との所得格差ということで、公務員減らしということが盛んに宣伝されておりますが、それをやっていくことが行政の責任のように言われておりますが、これは逆でありまして、経済を活性化していく労働者の賃金を引き上げていく。そして、もうけのある大富裕層とか大資産家、大企業、所得の十分に余力のあるところから税をいただいて、それを経済に回していく。これが当然とるべき経済政策の王道であります。そういう立場で、公務員減らしをするのは地方経済をも縮小してデフレスパイラルを促進することにしかならないと考える。そして、一方で非正規雇用の方々をふやしていく。200万円の生活の水準、考えてみられたことがありますでしょうか。本当にどうやって暮らしていくんだと、その中から社会保険料負担、そして、いろんな日常生活費を引いてしまえば、ほとんど残るところありません。そういうワーキングプアと呼ばれるような人たちを、これ以上ふやすようなことを南部町が率先してするべきではない。そういうことを私は強く言いたいと思います。

そして、南部町の一つの問題としては、同和対策事業に大きな力点を置いておられます。これは、私たちは一般対策に移行するべきだと。いろいろな調査でもう格差は是正されています。国の特別対策も終了し、あらゆる調査でそういう不均衡は是正されて、意識の面でもこの間の社会教育の成果が上がっておりまして、私たちは、一部にある偏見みたいなものに対しては社会教育の分野でやればよいと思いますけど、同和対策事業として特化してやるべきではない。それが同和対策、同和問題の早期解決の道だと、そういう考えでこの町の同和対策予算には問題がある。そういうことを言っておきたいと思います。

そして、次に、地域振興区にかかわる予算についてであります。これは4年間、町長が町当局と住民との協働という美名の名のもとに議会で条例つくって、その枠組みの中で行われているわけですけども、これに対する住民の皆さんのこの4年間の成果、何だったんでしょうか。私は、これつくってよかったなという声を余り聞かないんですよ、残念ながら。それで、今回所信表明の中にも鳥取大学との連携事業で、地域振興協議会の事業検証や今後の課題ということをおられます。私は、本当に住民が主人公になる町をつくろうと思ったら、条例で枠をはめるようなやり方というのは、これは私、最初この条例つくるときに住民の皆さんから出てきた声の中に、時代錯誤の考え方だと、上から縛りをかけていくようなやり方、こんなのは時代錯誤だと言われたことが耳から離れません。私は、住民の自主的な活動は大いにやっていただかなければならないですけども、こういう条例の枠の中で、今回会長さんたちとの懇談する機会がありましたけれども、企画課でしたか、24項目からの提案を振興協議会の方にされたという話を聞いて、こんなことようせんわみたいな話も出たというやな話も聞いております。私は、もっと自主的な活動に改組していく、そういう大転換が必要だと考えております。そういう立場でこの23年度予算、反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。私は、この議案第21号、平成23年度一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

それと、最初に申し上げておきたいんですけども、反対の意見の中で伯耆の国の決算書が出ていない。前にも申し上げましたが、これは閲覧に供してあります。私も見ております。それと、いろいろな書類が不備だというような御発言もありましたけれども、私は不備ではないと思いますし、不備ではありません。

それから、大きなくくりでは前に井田議員が述べられましたそのとおりでございます。

そして、非常勤職員の雇用契約期間の問題と失業者の緊急雇用対策は、根本的に質が違います。非常勤保育士さんには低い労働条件で働き続けろと言って、今日、きょう、あすの仕事に困っている人には緊急雇用を提供するなという、労働者の皆さんの視点から外れた労働者無視の意見には全く賛同しかねるものでございます。

議案ごとに主張されている意見の方向性が全く違うのではないかと、そのように、一貫性がないのではないかと思います。

議案に反対するためには、そのことで影響を受ける方々の御都合や思いなどを無視して、それでもいいというようなお考えのように感じられてなりません。住民の皆さんがあすの希望を見出す、今の困難を乗り越える、そのための施策こそ私たちが考えていかなければならない町施策だと思います。

私は、民生所管に属しております、本当に支援、助成というものがたくさん盛り込まれております。このたびでも委員長報告にもありました病時病後時保育も、扶養手当の父子家庭、お父さんの家庭、このようなことも昨年の8月に決まったことでございますけども、今まではなかなかお母さんの保護にある方だけというところが、そのようなところにも行き届くようになりました。そして、細かいことですが、人工透析の患者さんが自家用車で通院、このことは非常に不利でございましたが、このようなことも改善されております。この人工透析の方の通院費というものも、私も実際に相談を受けたこともございます。このようにきめ細かにそれぞれよく考えてつくっておられます。私たちは、本当に町民の方のために大卒できちっとしていける施策、このたびの一般会計予算というものについては賛成をいたしたいと思っております。以上で終わります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は、議案21号、平成23年度一般会計予算に反対する立場で討論いたします。

地方公共団体の本旨というのは、安全、健康、福祉を保持すること、あわせて公平、公正な行政を行うこと、これが基本であります。町長の議案説明で、初日ですね、説明がありました中で、マニフェストに掲げる5点の重点事業、このことが上げられました。それで、その1点目、人と環境にやさしいまちづくりで、従来の小地域懇談会の問題や課題を踏まえ、各地域振興協議会と連携をして人権交流懇談会を住民啓発活動の取り組みとして定着するよう、引き続き協議会と連携をして取り組んでいくことを考えております。このように述べておられます。先ほど賛成者の

討論の中で、ソフト事業を重点にするということで、私はハード面よりソフト事業を中心にすべきだと思うんですが、ソフトでも特化したこのようなやり方、これについては非常におかしいと指摘せざるを得ません。今年度は、南部町同和地区実態調査を独自に実施して、人権・同和教育推進施策の充実に及び体系を続けたい、こう考えて述べておられます。

小地域懇談会に私も過去何回か参加しました。内容は、同和問題に限ったものでした。差別については、男女差別、人種差別、さまざまありますが、なぜこのようなことに特化してやるべきでしょうか。

人権対策予算の負担金及び補助金のことです。特定の団体、同和事業推進協議会に73%の枠どりがされております。公平さを欠くこのような予算計上が続く限り、同和差別解消に逆行するものと言わざるを得ません。

もう一つ、同和関係でつけ加えます。午前中の議案に対する質疑でありました。宮前児童館、この中の児童厚生員の報酬、年間349万4,000円、1人分だそうです。しかし、これは報酬ですね。これについても、普通一般の非常勤の職員の年間は202万2,000円だと思っています。なぜこのようなことをされるのか、これも非常に不明であります。このようなこと、私は非常に不合理であるということを指摘します。

次に、地域振興区、これは私の一般質問で取り上げた中で、町長の答弁で私は任意団体でしょうと言いましたら、いや、任意団体ではない、条例上任意団体ではない、このようにおっしゃいました。私は、ここで改めて資料、取り寄せた資料を見たいと思います。一昨年ですね、21年2月5日、緑水園研修センターで平井知事、そして、県の局長が2人出て、その中で坂本町長といろいろ意見を交換されております。この中で坂本町長はこのようにおっしゃってますよ。任意の組織でやった。会長、副会長は住民が選んで、町長が特別職としてお願いする形をとった。公務員法で任意組織に職員を派遣することはできない。そのため、企画政策課の職員で対応する苦しい形をとっております。簡単な告示行為、承認行為で、一定の資格ある団体として認めて、自治法（税制法、公務員法）上の問題としてクリアしていただきたらと思う。このように知事におっしゃってますね。そして、住民が選んだ人を所長に据える方法を法律を変えていただいても、今のままでは行政組織をいたずらに広げるだけだと自主、自立を考え合わせて任意団体を選択したそういう課題を抱えてる、ちゃんとおっしゃってますよ。私は、その場その場で意見を変えるようなことはやめていただきたい。

地域自治振興について言います。任意団体ですね。地域振興協議会の正、副会長報酬、交付金、サポートスタッフ費用で4,981万6,000円が計上されております。先ほどもサポートス

スタッフについて質疑をいたしました。非常にこのスタッフに対する報酬もあいまいであります。とても理解するような状況ではありません。地域振興協議会の設置以後は、区長制度の廃止、さらに社会教育分野の公民館活動は行政が責任を持つこととあります。しかし、地域振興協議会に乗り移っていることは行政の姿勢を指摘しなければなりません。

先ほど賛成者の中から、私ども日本共産党の討論は一貫性がないとおっしゃいましたが、私は同和対策についても不公平を是正して差別をなくすための、このことの見解を一貫して述べております。そして、また地域振興協議会の問題ありということを一貫して述べております。あなた方賛成者こそ、そのときの予算に対して相乗りでやっておられることを指摘したいと思います。

最後になりますが、西伯病院に利子補助を出していない。町のお金は町民の共有するものですから、公平、公正で暮らし応援を中心とした予算を計上すべきであります。病院への利子に対する補助金は、去年は今まで出してなかったからということで、さかのぼってまとまって出されたのではありませんか。これを出しておられない。そのときそのときによって予算を勝手に変える、一貫性がない、このことを主張して反対の討論といたします。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。私は、この23年度の一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

まず、予算の概要説明をいただいたときに書いてあります。26年度で合併算定の優遇措置が終了し、22年度の試算でも4億2,000万円という今までの措置がなくなる、交付金が少なくなっていく。こういったことから、めり張りのある予算を編成して継続していく必要があるということがまず第一にうたってあります。先ほど、職員がたくさん退職される、そして、それに対して、やはり職員を採用しなくちゃいけないんじゃないかというようなことがありましたけれど、全くこのたび職員を採用されないということは聞いておりません。数名の職員も採用が考えられている。そして、その部分でまた足りないところを臨時的職員の方で賄っていくということです。やはり予算上、人件費というものはどうしても高くなってきております。そういったことを抑えるため、また、この町の人口に対する職員の数というのが、町長も前から言っております120人ぐらいが妥当の線であるというようなことを、指摘を国の方からも指導を受けているというところ。やはりそのところに向かって、今、調整をとっておられるというふうに私は思っており、むやみに職員をどんどんふやしていくということは、強いては町民の皆さんにどんどん迷惑もかかっていく、町民の方に対する支援も施策も何も打てなくなっていくというふうを感じ

ます。

それから、先ほど井田副議長も話をされましたソフトの部分に、事業へと軸足を移してということが町長の施政方針でありました。私は、この総務経済常任委員会の方でいろんな中の中身を説明を受けました。私も一般質問をさせていただきましたけれど、所得向上プロジェクト、そして、緑の分権改革ということで、それぞれな目的を持ってしっかりとした予算組みがされ、町民一人一人とはいきませんが、少しでもやる気のある方に力を注ぐ、支援を向けていくという形がしっかりと組まれていると思います。

今、地方分権というのが進められているわけなんですけれど、自主、自立ということがうたわれています。また、その中で公助、そして共助、自助というものを確立していかなくてはなりません。公助については、安心・安全のまちづくりということで、この23年の予算の中にはしっかりとそういったものも見えました。また、共助については、先ほどから共産党議員団は地域振興協議会のことを本当に無用のものだというようなことを言っておられますけれど、この地域振興協議会4年間の実績をしっかりと見てもらいたいし、振興協議会がそれぞれ地区でやっていること、各それぞれ皆さん、地域の議員として1回や2回は出てみて、話を聞いて、そして、自分で実感をして、本当に要らん、必要のないものなのかということを確認していただきたいです。私、いつもこの席で話を同じことを言いますが、私も参加させていただいております。本当に地域をどうしていったらいいのか、特に私たち中山間であり、過疎地であるところ、本当に自分たちだけでは生活ができない不安な毎日を送ってる方がおられます。そういったところを地域で助け合う、その組織が今4年間本当にできてきているというふうに私は自覚しております。その振興協議会が本当に必要のないものなのか、具体的に参加をしていただいて、どこが悪かったかということをはっきりと言ってほしいです。私は、振興協議会の方がこの話を聞かれば、自分たちがやってることは何なんだというふうに思われると思います。私の方からメッセージを送ります、振興協議会の皆さんに。とにかく頑張る地域づくり、人づくりをやってほしいと思います。そして、自助に対する支援というものもここから生まれてくるというふうに思います。そういったことを含めて賛成の立場で討論をさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 賛成の立場で討論をいたします。

23年度の予算編成の骨格としては、平成26年度で合併算定の優遇措置が終わります。12月議会でも一般質問いたしましたけど、以後5年間をかけて一本算定に移行してまいります。平

成31年度からは約5億円の歳入減になり、厳しい予算編成に取り組まなければ、町民の皆様に責任のある安心したまちづくりを継続していくことはできないと思います。

職員の減少についても反対討論がありました。私も全国の自治体をいろいろ職員の数等を勉強しまして、地理、面積等によりますけど、おおむね町民100人に1人の職員の割合。今、南部町は1万2,000人を切っております。数字でいえば120人規模、これが適正規模だと思います。職員の皆様には業務遂行の上、本当に大変ですが、これから政策立案能力、またはしっかり勉強していただいて、資質を上げていただいて町民のサービスが低下しないよう頑張っていたきたいと、大変厳しい言葉とは認識しておりますが期待をしております。どうぞ頑張っていたきたいと思います。

町長の施政方針の演説で、ハード事業からソフトへと移るというお話がありました。幸いにも職員の皆さんの準備がすごく行き届いていまして、たび重なる不況対策の予算で、学校、教育設備の改修、改築が大きく進みました。今年度は、会見第二小学校の体育館の改築もされております。

今後は、重点施策としては文化的活動の支援、子育て支援、経済不況対策として緊急雇用創出事業では24名の方の雇用、また、ふるさと雇用再生事業で17名の方、計41名の雇用で経済不況の現実的な対策予算も計上されております。また、22年度補正で対応しましたきめ細かな交付金事業等によりまして、法勝寺庁舎のエレベーター設置、各保育園の環境整備対応予算も繰り越し事業として実施予定であります。

昨年10月1日に実施されました国勢調査において、人口の減少基調が継続しておりまして交付税の減額も現実のものとなっております。定住対策としてプロジェクトチームをつくり対応協議予定でありまして、ぜひとも財源確保の重点施策として魅力ある南部町を発信する必要があると認識しております。また、環境対策の継続、高齢者の急病、災害等の緊急時に対応します通信システムの機器の更新もあります。また、子宮頸がんワクチン、Hibワクチン、小児肺炎球菌ワクチンは全額助成であります。人工透析患者の皆さんも毎日つらい生活を送っておられますけど、通院費の拡大助成も計上されております。地域の安全対策として、23年度は大幅な予算を計上して防犯灯の整備促進を進めるとあります。夜間の防犯対策の向上が大きく進められると思っております。

先ほど人権施策について反対討論がありました。2月の5日に鳥取市で差別事象報告会の県民集会がありました。この集会には県の職員の方、また各自治体、教育関係の方、企業の方、また多くの県民の方、3階が会場でしたが入り切らなくて、2階でモニターを見ながら皆さ

んがしっかりと研修されました。中には、大変驚かされている方もたくさんありました。こういう事象が本当にあるのか、知らなかった。今後は、これを持ち帰って、私たちの町からこういう悲しい出来事はなくしたい、そういう方がたくさんおられました。

県に報告された事象の後、その後も中部で大変悲しい事象が発生しました。本当はこの議場の場で、言葉であらわせない、本当に障がい者の方がこれを聞かれたらどのような感情を持たれるのか、胸が痛みます。町中に障がい者の施設があるそうです。ある町民の方が来られて、私たちの家の近いところに施設を置くな。その先は発言をちょっとやめますけど、障がい者の犯罪についてでございます。これは最後まで申し上げません。障がい者施設は山の奥か同和地区へ持っていけばいい。大変差別が重なった、怒りを超した発言であります。そして、ある町では、差別事象は発生してから考えればよい、落書きは消したらよいというような発言も実際にあります。本町は、南部町のあらゆる差別をなくす条例、この条例によりまして、行政はもちろん町民も一体になって、皆さん明るい人権の確立された町をつくるために一生懸命夜遅くまで研修に参加されております。私ども議員も全員人権会議のメンバーです。どうぞ、これから将来を担う子供たち、または高齢者の方々が悲しい思いをなくすため、希望のある皆さんが生活を送られますように、人権対策は行政施策の第一番としてしっかりとやっていただきたいと思います。

本町の安心・安全のまちづくりのためには健常者の方、また病気の方、障がい者の方たちがともに助け合い、理解し合って明るい南部町のまちづくりを進める予算であると私は確認し、一般会計予算に賛成するものであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 仲田でございます。議案第21号の平成23年度南部町一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

まず、総体的な話は今、石上議員の方から話がありましたので、私は、個別の話をさせていただきたいと思っております。先ほど同和教育、あるいは人権教育のことについて人権施策の反対のことがございましたけれども、私は、同和教育を初めとするあらゆる差別をなくすために、まず同和教育が基本であるということを押さえていかなければ、私はいけないんじゃないかなと思うわけでございます。そのためにも、同和教育についてしっかりとした学習、研修をしていかなければ、私はいけないんじゃないかなと思っておるところでございます。また、そのためにもいろんな予算措置がしてありますので、ぜひこれを新しい予算に盛り込んでいっておりますので、これを遂行していただきたいと思いますと思っておるところでございます。

また、地域振興区のことでもありますけれども、これは事務職、あるいは会長、副会長だけの問題ではなくて、要はその中にかかわっておられる地域の皆さんがいかにかその地域振興区を盛り上げ、そして、自分たちのまちづくりにどうかかわっていくかというところではないかと思うんですね。この振興区を自分たちの地域の中でどう盛り上げていく、そのためにはどういう方法がいいのかということディスカッションしながらやっていく、これが地域振興区の意義ではないかなと思うわけでございます。そのためにも、やはり地域の中で一緒にかかわり、そして、そのリーダーとなってくるのが会長、副会長、ましてやそのスタッフであろうかと思えます。そのために、各いろいろな地域の中から役員が出ているわけでございますが、その役員だけではなくて地域が一緒になって、お互いに横の連携の地域と一緒に、どうまちづくり、新しい地域づくりに取り組むかということではないかなと思う、そのまだ延長線であろうと。1年で出るものではないかなと思いません。新しい会長さんもかわったりとか、いろいろな面もあるわけでございますが、やっぱりこれは継続していかなければ町はよくなるし、これから高齢化社会に向かっての横のつながりというものがこれから必要になってくるのではないかと思います。そのためにもいち早く地域とのつながり、そして、中で集落間との連絡調整ということが必ず出てくるわけでございまして、地域振興区というのはこれからクローズアップされるものであらうと思っておりますし、そこにいかに参画するかという、地域の皆さん方が足を運んで行ってまちづくりにいろいろ取り組んでいくものではないかなと思うわけでございますので、ぜひこの地域振興区につきましても特段の配慮をいただきたい。そのために私は、この新年度予算につきましても賛成するものでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） この23年度当初予算、議案第21号について賛成の討論をさせていただきます。

今回の23年度予算、大きなくくりがございまして。1つは、長年の懸案でありました会見第二小学校の体育館の改築問題、これがやっと日の目を見るようになりました。それと、るる議案の何号でしたか、議案20号、公の施設の指定管理のところで問題になりました保育士の雇用の問題、これが非常勤職員の身分保障と公設民営の維持と、この手法で24年度より指定管理ができ、保育運営をします。そこで、非常勤職員が正規職員化で身分の安定を図る、こういう予算でありました。

それと、今、石上議員がるる言われました財政の健全化の問題が絡んでおりました。経済の低

迷というのは皆さん御存じのとおりでございます。それで、税金の伸びは確かに、ことしの確定申告終わりましたけども、税務課にお聞きしましたら、悪い、税金が伸びてないという中でございます。その中で、国勢調査でも我が町では合併時よりも500人以上人口が減ったそうであります。これによって数千万円の交付税が減額になる。この中で今後の予算編成をやらないけん。そこで、共産党議員団が町職員をふやせ、そのようなことをすれば、私は、町が転覆する可能性もあるじゃないかと。少数精鋭主義で、1人が10人役でもできる覚悟でこれをぜひとも乗り切っていたきたいと思えます。

23年度は22年度と違ってソフト事業に軸足を置いたと言っておられました。具体的には、ほんならどのような内容であったかといいますと、福祉事務所が我が町に設置されます。町民の身近なところで素早い対応が、これができます。今まで、米子からわざわざ出かけてきてなかなか対応が難しかったのが我が町でできると、こういう事業。

それと、緊急雇用につきましたは、るる中身がありました、そのとおりです。緊急雇用創出事業で24名の雇用が予定しておられると。また、ふるさと雇用再生事業特別基金事業で17名の雇用を予定していると。この経済低迷の中で、町が率先してこれをやっていると。

子育ての問題、この保育所の充実についてもありました。さくら保育園にゼロ歳児から保育室の増設をして保育室でエアコンが設置されます。全室でエアコン整備を完了させ、ひまわり、さくら保育園の駐車場も舗装整備し、これは繰り越し事業であります、また保育料の軽減も23年度は継続しております。

また、振興区の話がるるありました。今度は、今、振興区の中身については、板井議員、仲田議員が言われたとおりでございます。地域主権のこれは最たるものでございます。これを鳥取大学と産官学の連携して、もっともっとこれを発展させようというソフトの事業が今回入っております。それとあわせて、南部町の桜を中心とした観光事業だと思えますが、これらもここで組み込むと、そのような内容でありました。

昔の話を言って申しわけありませんでない、大事なことです、古事記編さん1300年を記念して赤猪岩神社の町道拡幅とか、ことしの大雪の大被害のときのそれを経験にした除雪機を各振興区に1台と、各学校にもそれが配置されると。

有害鳥獣駆除、イノシシ対策には町に解体処理をつくろうじゃないかと。

また、若者定住については、石上議員が言われたとおりです。人口をふやすためにプロジェクトチームをつくると思っております。

また、高齢者施策に対しては、ひとり暮らしの高齢者の方の入所可能な高齢者専用賃貸住宅の

建設も検討してみると。

また、認知症対策にもグループホームを建設したいとっております。

今、民生の方では人工透析の負担軽減がなされております。

また、地デジ対応についても生活保護世帯、または障がい者がおられる世帯で町県民税が非課税世帯などにはチューナーなどを給付しております。

23年度は、文教施設の大規模事業が終了いたしました。

町民の暮らしに目を向けた積極的なソフト予算であるということを今回の予算編成でありますし、賛成する立場であります。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第21号、平成23年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号

○議長（足立 喜義君） 日程第19、議案第22号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第22号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計予算。

この予算は、国民健康保険を運営する特別会計予算ですが、保険給付費の10%近い伸びを反映して、前年度予算の総額から約7,400万円を増額するという内容でございました。

賛否両意見あり、採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見の主なものとしましては、国保税は住民にとって重く、国や県とともに一緒になってこの会計に資金の繰り出しを行うべきであるということで反対と。

賛成意見としては、税率は5月の運営協議会で決定をされるので、その後に改めて議論をすべきである。現在では賛成をすべきだということでもございました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第22号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計予算に反対いたします。

私は、この3月定例会におきましても、この国保に加入しておられる世帯の実態がある程度資料として執行部の方から提出していただきました。それを見て、国保に加入しておられる世帯が周辺の伯耆町や日吉津村よりも所得階層が低いということが明らかになりました。税率としての計算は西部の中で2番目に低いということで、それはそういうことなのでしょうけれども、日本全国この国保の問題というのは大変国庫支出が減らされてきた結果、いずこの自治体も大変苦勞しているのは御承知のとおりだと思います。

南部町は、この問題を当面どこから手をつけられるかということの一つ提案があるんです。まだ、本算定は6月になると思いますが、一つは、健康管理センターすこやかにおける管理運営費が524万9,000円計上されておりますね。国保会計というのは、私の一般質問の中で町長は、国保世帯にだけ特別な扱いができないというようなことで、消極的な答弁だったんですけども、よく考えてみていただくと、現役世代を卒業しましていずれは国保に入っていくわけですね。生涯現役を続けられる方以外はずっと国保に流れていきますよね。そういうことを考えますと、この国保会計を町民全体で、町の一般会計予算を繰り入れるという一つの大きな理由になると思います。

それと、もう一つは、1億3,000万程度でしたか、基金があります。ことしも3,100万円、これが最終決算どこまでまだどうなるかわかりませんが、ことしも3,100万でしたか、基金繰り入れましたよね。それぐらいなことはこの経済情勢の中でしてもいいんじゃないかというのが私の提案でして、本算定に向けて、私の一般質問では前向きでなかったもので、ぜひ6月の本算定のときにそういう方向で提案していただきたいということで、この当初予算については反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2 番、仲田司朗君。

○議員（2 番 仲田 司朗君） 仲田でございます。議案第 2 2 号の 2 3 年度南部町国民健康保険事業特別会計の賛成する立場で討論をいたします。

先ほど植田議員の方から、3, 1 0 0 万の基金が平成 2 2 年度あったということでございますが、この 2 3 年度予算につきましては、先ほどもありましたように本算定が 6 月、つまり 6 月でないと国保運営協議会で税率が決まるというようなものでございまして、これはあくまでも当初予算で、こういう状況になるのではないかということのまだもくろみでございます。ですから、今の医療費の動向によって、この国民健康保険というのは目的税でございまして、医療費が増大すればするほどそれが保険税にかかってくるということもございまして、そのことも含めて考えていかなければいけませんので、まだ今の状況では減額をするとか、あるいは基金を幾ら入れるというようなことはまずできないじゃないかなと思うわけでございます。ですから、そういうことも含めてこれはこれで議決するものであり、そして、国保運営協議会が 5 月の末に新たな予算をつける、6 月の補正のときに税率が決まるわけでございまして、そこできちっと議論をすればいいじゃないかなと思うわけでございます。よって、私は、当初予算のこれにつきましては賛成するべきであると思って討論をするわけでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第 2 2 号、平成 2 3 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算に反対する立場から討論を行います。

理由は、今、町民は非常に不況の中で仕事の減、所得の減少で非常に生活が苦しい状況であります。このようなときこそ、やはり行政が支援をして活性化を図るべきではないでしょうか。2 3 年度予算にはそういうのがありません。先ほど来も、2 3 年度当初予算なのでそういうものが入れられないということですけども、予算ですので、やはりそういう姿勢が大事ではないかというぐあいに思っております。

町長は 3 月議会答弁の中で、ずっと健康保険税を下げればいいじゃないかということに対して、健康保険税は大体県内でも、西部地区でも安い方だというぐあいによく言われております。これは確かに安いというのは、所得が南部町は低いということの証明でありまして、これは余り自慢になるようなことではないでしょうか。（「違うぞ」「医療費が」と呼ぶ者あり）いや、健康保険税もです。それと、この健康保険税に対して、やはり 1 万円の引き上げを私たちはずっと要求をしておりますけども……（「引き上げ」と呼ぶ者あり）引き下げです、引き下げです。間違え

ました、訂正いたします。引き下げを要求しております。先ほど申しあげましたように、所得の減少等で非常に苦しい生活の中で、やはりそういうことを踏まえて当然下げるべきということを言いまして反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今回の議案第22号、国民健康保険特別会計予算ですが、中身については仲田議員が言われたとおりでございますが、1万円下げろと、所得が低い人が多いので考えろ。この国保制度自体が7割、5割、2割軽減という軽減措置がございまして、それらは十分に措置されております。問題は5月運協のときにしますけども、医療費が最低3%ずつ伸びております。その中で、この国保会計というのは、皆さんよく知っておられると思います。医療費が100万かかったら、この100万の半分は公費で見ましようねと、あとの半分はみんなで見ましようねと。そのみんなで見るとも低所得者が多いから、その所得者の人やちも全部調整交付金とかいろんなんで入って、実際は南部町で国民健康保険に入ってる扶養者の方、大体20%近くだったと思いますね、しか払わんでもいいようになってます。そういうちょっと恩典的なことがあります。まだ危機的なのは、基金がもう1億3,000万ぐらいしか残ってないというのが大変なところですけども、他町に他市、米子市、鳥取市は何か物すごい値上げしてるようでございますが、我が町はそうならんように今後気をつけていきたいと思ひまして、この予算は大卒の今までの3年間の累計をとった、こういう流れになろうだという予算です。本当は6月議会に出ると思ひますので、今予算は認めるべきじゃないかと思ひます。以上。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案22号、平成23年度国民健康保険事業会計予算に反対するものであります。

意見としては、ほとんど同じような、賛成者、反対者、同じようなんですけども、先ほどいわれる法定減免ですね、国の方から示しております。しかし、それを利用して現実としては、やはり滞納を余儀なくされてるというような状況が、これが現実ではないでしょうか。そういう中で、幸いにも本町では資格証明ということは出してませんけども、短期保険証で扱ってるんですけども、全国的な流れからいいますと、本当に命綱である保険証を取り上げるような始末になるようなことが起こってるわけなんですよ。本町は、そういうことはやらなくてずっと続けてるんですけども、しかし、法定減免されている中でもなかなか払われるのが大変だという状況でし

よう。ですから、そういう中で、負担を軽減して安心して医療にかかれる状態をつくっていくということを、やはり率先してやるべきことであって、本算定の予算は運協の後の6月だと思えますけれども、しかし、当初予算でもそのような姿勢で取り組むことが必要である、その考えから私は反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終了します。

これより、議案第22号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。再開は2時55分であります。（「3時にせや」と呼ぶ者あり）3時。もとへ、再開は3時ちょうどであります。

午後2時42分休憩

午後3時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

日程第20 議案第23号

○議長（足立 喜義君） 日程第20、議案第23号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第23号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算。

本予算は、後期高齢者医療制度の普通徴収関係の保険料徴収並びに分担金の納付を行う特別会計の予算であります。予算総額としては、ほぼ前年並みの予算でございました。

賛否両意見あり、採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見の主なものとしては、政権交代のときにすぐに廃止とのことであったが、まだ後期高

齢者医療制度が存在していることは納得できない、反対であるというもの。

賛成意見として、減免制度もあり、賛成すべきであるというものでございました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第23号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

この後期高齢者医療制度は先ほども委員長報告であったように、民主党を中核とする政権ができたときに政権合意で即廃止という政権合意ができていたんですよ。それをずるずると、次の制度ができないからこれをまたどうするかということで、民主党がきちんとした対応をしてこなかったというところに大きな原因があるわけですけども、そもそもこの後期高齢者医療制度というものは、75歳以上のハイリスクの高齢者だけを加入者にするという……（発言する者あり）そういうことなんですけれども、医療費がかかればその分保険料にはね返ってくるという制度で、うば捨て山と国民から集中的に批判を浴びたという制度であります。

それで、これがなぜ民主党政権できちんとできないか、その根本的な問題として、日本の社会福祉制度の後退が構造改革路線といいますか、そういう中で起こっていると私は考えております。一つの例がありまして、イギリスの医療保険制度では国民保険サービスといって、病気休職中の生活費の支給を除いて全額税負担で運営される国営医療事業、つまり、健康保険料は徴収されなくて、医療サービスを受けた際の窓口負担は薬剤費の一部負担があることを除いてゼロ、いわゆる無料の医療がしかれている。このような制度がイギリスで実現できているんです。なぜ日本でこれが、こういうことができないのか、大きな問題は日本の政治のゆがみに、根本的なゆがみがあると私は考えております。（発言する者あり）今、日本の1年間の実質GDPが562兆円です。国民の可処分所得が413兆円に達している日本で、ちゃんと税収を、収入に対する税をきちんと徴収して財源を確保すれば、十分に福祉の財源を賄うことは可能でありますし、ヨーロッパの諸国、アメリカ、カナダなど、本当に充実した医療制度が日本よりはできているというふうには私は聞いておりますので、ぜひこの制度を変えて、お年寄りが本当に安心して老後が過ごせる

ような制度改革をすることを求めて、この議案に反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案23号、後期高齢医療特別会計に賛成の立場から討論いたします。

今、植田議員が言われましたように、確かに政権交代いたしまして後期高齢はすぐやめるということでしたが、一向にそういう気配がございません。なぜならば、今のこの後期高齢が大分市民権を得てなれてきたという雰囲気がございます、けども、いずれ26年をめどになくなるそうでございます。けども、今の負担軽減策等が当分の間これが続くという条例改正もできまして、いつまでというのは書いてありません、当分の間ということです。正直言いますとこの制度が皆さんに、75歳以上の高齢者に浸透してきたという感じではございますが、できたら政権がこれ以上な制度ができることを待ちまして、今のままでいいということで賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第23号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第24号

○議長（足立 喜義君） 日程第21、議案第24号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第24号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計予算。

本予算は、特別養護老人ホームゆうらくの建設資金の借入金の返済に、ゆうらくの指定管理者である伯耆の国からの寄附金を充てるものです。

賛否両意見あり、採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見の主なものとしては、伯耆の国からの寄附金を公債費に充てているが、伯耆の国の人件費の詳細が不明であることが反対の理由であるというもの。

賛成意見としては、県の指導のもとに設計された特別会計のシステムであるので問題はなく、賛成すべきであるというのが主な意見でございました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案24号、平成23年度介護サービス事業特別会計予算について反対するものであります。

理由は、先ほど委員長からの報告がありました介護施設ゆうらくの施設建設の起債返還のための金額がここに収入として入ってきます。私は、これについて、本日のほかの議案でもあったんですが、ゆうらくからの事業報告が上がっているということで、別にこれで説明が十分なされているというような賛成意見があったんですが、私は、先ほど委員長が反対理由で申し上げましたように、確かに人件費としては金額は明示してあります。しかし、このゆうらくの施設の中で介護士と、あるいはほかの事務職員も含めて何名おって、どういう内容で賃金が出されているのか、そのことについてははっきりとしないわけです。当然、私は一般質問の中でもどちらなのかということを行ったんですけども、出捐金として町は出しているということ。形は出捐金であろうと支出金であろうと、公費を出してやっているものであります。その中身について議会でどういう中身であるかということの質疑に対しては、そこから説明をするのは当然であります。そしてまた、公共性の非常に強い施設でありますから、指定管理に出したといっても、その内容については議会でチェックするのは当たり前であって、説明不足である。このことを理由に反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この件は毎回、毎議会に出る問題でして、伯耆の国のゆうらくは民間事業でございまして。確かに町が500万、1,000万ですか、両町合わせて1,000万の出捐金が出てますが、考えてみますと我が南部町もたくさんいろんなところに指定管理に出しております。その近くでは給食センター、そんなんに出してありますが、これがそういう議場で

問題になったことないですけどね。なぜ、ゆうらくばかり出されるのか不思議でいけません。ゆうらくの中身については、中には当然理事会がございまして、理事会でちゃんとその辺はきちっとチェックして県に報告しております。別に私は、ゆうらくの理事でもなし、顧問でもなし、評議員でも何でもありませんけども、たまたま他町の外施設の同じ老人保健福祉施設の評議員をしておりました関係上、中身はよく知っておりまして、それを議会で云々という話は聞いたことがございませぬし、これはこのまま建てたとき、かかった起債を伯耆の国が上げた収入から毎年3,000万でしたか、もらうと、そういう会計でございまして、別に一つも問題ないと思っております。賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回のこの介護サービス事業特別会計ですけども、これまで町長は出捐という言葉を使って出資との区別をされておりました。今年度の所信表明では、出資というふうに変えられたんですね。明確に所信表明で出資と書いておられますよ。私は、こういう公の場でその出捐という言い方を理由にしながら、議会に報告の義務がないという説明をしていたのなら、それに対して、今回出資と変えたということに対するきちんとした説明をすべきだと思うんですよ。全く私は不可解ですよ。（発言する者あり）私が聞いたのは、出捐と出資がわからないから出資と広報誌には書いたけれども、公式には出捐だと。けども、今回の所信表明は出資ですよ。（発言する者あり）いや、私は、よく内容わかりませぬ。そこのところが私は納得できませんのでね、そういう問題が町の説明責任果たしてないというふうに考えますので、反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷でございます。私は、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま反対の意見の出資金と出捐金につきましては、この場で町長がはっきりと御説明なさいましたし、そういうことをきちんと聞いて理解していかなければいけないのは、私たち議員の立場ではないかと思っております。そのようなことで間違ったメッセージが送られるということは、私は非常に残念だと思います。それだけに特化して反対するというものではありませんが、この会計につきましては何ら問題を感じておりませぬので、賛成といたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 議案第24号、23年度南部町介護サービス事業特別会計予算の賛成の立場で討論をします。

この予算は委員長報告でありましたように、ゆうらくが建てたときの償還金、そして、利息を払いまして、そして、ゆうらくの方から寄附金として同額をいただいているものでございまして、何らそれについて文句を言うものではないと私は思っております。ですから、先ほどいろいろな出捐金だとか出資金だとか、いろんな話がありましたけども、この予算にはそのことは該当しませんので、これで私はこの予算は妥当なものだと思って賛成するものでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第24号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第25号

○議長（足立 喜義君） 日程第22、議案第25号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 議案第25号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算。

本予算は、住宅資金貸付事業の貸付金の返済を受け、起債償還を行う特別会計予算であります。当予算につきましては、賛否両意見あり、採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。反対意見の主なものとしては、一般会計からこの特別会計に資金を繰り入れるのには問題があるので反対であるというもの。

そして、賛成意見は、町当局も徴収に努力をしており、賛成をすべきであるというものでございました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 平成23年度住宅資金貸付特別会計について、1点だけお願いいたします。滞納額の累計と、それから、処理等について聞いておられましたらよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） この予算の審査では滞納累計額とかは聞き取りをしておりますが、決算の時点では必ずこの数字が毎回出ますので、そのときにはきちんと聞き取っておりますが、今回はそういった聞き取りはしておりません。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案25号、平成23年度住宅資金貸付事業特別会計予算に反対するものであります。

理由は、先ほど質疑に対して委員長からの答弁がありました。確かに昨年度、いわゆる21年度末までの滞納額というのはわかります。しかし、今年度また繰り入れがありますので、執行部の方へ私の方でただしたところ、3月8日現在、ことしですね、23年の3月8日現在で22年度の発生した滞納の見込みは、396万2,054円と見込んでいるということなんです。過年度分が、滞納が7,845万1,662円であり、累計総額はこの見込みを含めると、年度末で8,241万3,716円になるという見込みが聞きました。

この貸付制度というのは、町がやった制度ではありません。国の方針でやられた制度であります。しかし、貸し付けた側は町なんですね。私は、これだけやっぱり滞納がふえるというのは、今の収入に見込んで、だんだん借り主の方も高齢化しております。そして、この不況の中、仕事してもなかなか収入が上がらないし、また年金は下がっているのが状況であります。そういう中で、この制度をつくった国が一番責任があるし、そして、町としても何らかの対策をやっぱりと

って解決の方向に向かっていかないと、町としては滞納額がふえるとどうしてなんだということになりますし、また滞納を余儀なくされている人、払うに払えない人、その人たちの負担というんですか、苦痛というかな、とにかく常に何とかしたいという思いを軽くしてあげる。このことから、対応策はやるべきだと思うんです。それがなかなか、一つとしては年2回の徴収なんだけれども、分納についてはそれに応じてやっておるということが執行部の中の答弁であったんですけども、しかし、それ以上に根本的に解決する方向というものをつくっていかないと、ますますこういう状況なら滞納がふえていくというぐあいになると思うんです。だから、抜本的のそういう対策というものを、やはり示すべきであるというぐあいに思います。解決の方法が見出せない、このような予算については反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。私は、議案第25号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

この事業は終了いたしておりますが、2点目に貸付金の回収がございます。そして、償還金及び一般管理費であります。これをやはり遂行していかなければなりません。ですから、この議案については賛成して可決すべきと考えております。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第26号

○議長（足立 喜義君） 日程第23、議案第26号、平成23年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第26号、平成23年度南部町建設残土処分事業特別会計であります。これは全員一致で可決すべきものと決めています。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第26号、平成23年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第27号

○議長（足立 喜義君） 日程第24、議案第27号、平成23年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 議案第27号、平成23年度南部町墓苑事業特別会計予算。

町営墓地の維持管理を行う本予算については、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第27号、平成23年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第28号

○議長（足立 喜義君） 日程第25、議案第28号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第28号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計予算であります。この農業集落排水事業で下水の処理が行われている地域は、旧西伯では福成、大国。旧会見では、会見、会見第二、小松谷地区であります。

この件につきましては、委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対意見につきましては、下水についてすべてにおいて接続率が低い。この対策にかかわる経費が、予算が計上されていない。何とかしないとこれから率が上がる要素がないことから対策が必要であるが、対策がとられていないために反対をすると、そういう意見がありました。

賛成につきましては、接続率の増加の施策について一般質問等で聞かれたこともなく、また職員は接続率増加についても努力しておられる、これにより賛成する。以上であります。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第28号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計予算に反対するものであります。

この農業集落排水事業の接続率は、平成21年度実績が85.2%、平成22年度見込み86.3%、平成23年目標86.9%です。接続率は年々微増をしていますし、職員も努力をされて

おります。

件数につきましては、21年に対して22年見込みは27件の増、しかし、22年見込みに対して23年度の目標は10件と、約3分の1の目標であります。これは職員の努力も必要でございますけれども、やはり政策的に何らかの対策をとるべきではないでしょうか。例えば減免制度のようなものをつくるべきということを申しまして反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 議案第28号、南部町農業集落排水事業特別会計でございますが、今、雑賀議員が反対をされましたが、接続率が低いから反対ということはちょっとおかしいのではないかなど。その対案がないから反対というのもおかしいのではないかなというふうに思っております。粛々と事業を進めるべきであって、当然そういうことでこの事業会計を反対するというのは、何かおかしいのではないかなというふうに矛盾を感じております。

この集落排水事業といいますのは、だんだん進んできて、つけられる方、あと高齢者の方々に、いわゆる資本もかけなければいけないし、なかなかできないというところもあります。したがって、強制ではありません。しかしながら、やはり台所雑排水については通常接続できる部分もありますし、中を施工せんとできんという方もあります。それは個々の事情があつていろんなことがあると思いますけれども、それが最初はかなりの方が申し込まれますが、やはり徐々に徐々に少なくなってくるのは、それは絶対数が少なくなってくれば少なくなるのであって、やはりやらないけん、後継ぎもおるとい方はやられる方向にありましょし、年寄り2人でどうなるかわからんという不安な方は、やはりなかなかそこに踏み切れないという部分は個々の事情があるわけございまして、安易に反対すべきではないという議案だと思います。よって、これをもって賛成討論といたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第28号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 2 9 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 6、議案第 2 9 号、平成 2 3 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第 2 9 号、平成 2 3 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算であります。この地域というのは次に出てまいります 3 0 号の公共下水が東西町、西伯中央、この西伯中央というのは阿賀、清水川、フォレストタウンであります。それ以外の地域がこの合併浄化槽の地域となります。

これにつきまして賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対の意見は、前の農業集落排水事業と同じでありますし、賛成意見も同じでありました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第 2 9 号、平成 2 3 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算に反対の討論を行います。

この浄化槽整備事業の接続率は、平成 2 1 年 4 9. 8 %、平成 2 2 年 5 0. 6 %、2 3 年 5 1. 7 %で、約 5 0 %にとどまっております。この接続率の向上を図るためには、やっぱりその原因、要因を調べて環境整備等のために、所得の減少に対しても減免制度等の措置をとるべきということで反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を求めます。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 板井です。私は、この議案について賛成の立場で討論をさせていただきます。

上下水道課の方から説明を受けた資料の中に、先ほど雑賀議員が資料をもって接続率等を話されました。その辺に対して、本年度の対策というものも同じく書いてあります。接続推進のため

に情報なんぶに公開する。また、意向アンケートを5月に行う等々、この接続率の増加に向けて上下水道課の方も一丸となって検討をされ、そして、接続の増加に向けて頑張っていこうということで書いてあります。

それと、やはりこの接続については町としても補助等がありまして、接続をするときには補助金等もあるということで、先ほど前のときで話がありました青砥議員の方から、高齢化の問題等々対策を打っても、なかなか町民の方も向いてもらえない条件等もあるんだというふうに言っておられました。

そういったことがあるわけで、対策的にはそれぞれ接続率増加に向けて十分な配慮もされているというふうに思い、賛成の立場で討論をいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第29号、平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第30号

○議長（足立 喜義君） 日程第27、議案第30号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第30号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算であります。先ほど言いましたように、この公共下水道で処理されます地区は東西町、そして、西伯中央。これは阿賀、清水川、フォレストタウンがその該当する地域であります。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

反対の意見、賛成の意見は、農業集落排水事業、合併浄化槽事業と全く同じであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀です。私は、この議案第30号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

この公共下水道事業の接続率は、平成21年85.3%、平成22年が86.8%、平成23年目標が88.3%と、この事業は農業集落排水事業、浄化槽整備事業等に比べると一番接続率は高いわけですが、年間の増加率が1.5%と非常に少なくなっております。確かになかなか難しく、増加率も難しいとは思いますが、やはり政策的に増加率の少ないときに町として対策をとらなければ、これ以上のものはなかなか望めないではないかというぐあいに環境整備の面からいたしましても思いますので、反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。先ほどのことと全く同じことなんです。雑賀議員の方も同じ理由で反対なんだということを言われますので、私も同じ理由で賛成をしたいと思います。

接続率については、確かに大分、90%近くまで来ているということです。あと10%の原因については、やはりそういったような、先ほど言ったような高齢化、少子化等、また地域的なこととか、そういった接続がしにくいというようなこともあって、あと10%がなかなか進まない。その10%というのは、本当に難しい現状だというふうに思いますが、先ほどありましたように説明書の方にも書いてあります。推進のための情報なんぶへの公開、そして、意向アンケート等もとりながら、接続率増加に向けて職員の方も計画をし、頑張っておられるというところで、何ら反対をする理由がないというふうに思います。これをもって賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第30号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第31号

○議長（足立 喜義君） 日程第28、議案第31号、平成23年度南部町水道事業会計予算を議

題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第31号、平成23年度南部町水道事業会計予算案であります。委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

反対の意見といたしまして、次のようにあります。水道会計事業は赤字であります。それをもって水道料金を引き上げるというのは別だと思ふ。公共料金である以上、一般会計からの繰り入れを行っても値下げすべき。以上のことから反対をするという意見がございました。

賛成につきましての意見であります。一般会計からの補てんについては12月議会でも問題になりましたが、条件つきで可決したところです。経費節減には限界があり、反対すべきものではないという意見がありました。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第31号、水道事業会計予算に対して反対するものであります。

この水道事業は公共料金審議会において、料金の統一を名目に値上げを容認するような答申が出されております。水道事業会計の人件費は一般会計で見ると、不足する予算も一般会計から補てんをしてでも料金を低くすべきであるということを申し上げまして反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この水道事業会計でございますが、今、雑賀議員が一般会計で見ると言われましたが、これは公営企業法で企業会計でございます。これはこの間の12月議会では特例で、これはこのままいけば水道事業会計が破産するという危機がありまして繰り入れたと思っております。これはちゃんと注文がつけたくて思っております。本当にこの水道事業会計、中身見ましても水道料の徴収率が98.何%で、四捨五入すると恐らく99%ぐらいなってるんですね。そこまで皆さん努力されて一生懸命徴収しても厳しい状態と。内部留保資金を充てて赤字は免れておりますけれども、だんだんと先が見えかけてきてると。それで、公共料金審議会にか

かってるわけですが、この本予算は、まだそういう値上げすとか云々という話はなっておりません。もちろん、当然こういうときには、まず住民への説明が第一だと思いますし、議会への説明も大事だと思います。これもまだ伺っておりませんし、これを伺ってからまた判断すればいいじゃないかと思います。また、職員について一般会計から見ると言われましたが、この間まではたしか1人か2人見ておられたようですし、全部一般会計から見るというのもまた何かおかしな話でありますので、今予算については本当に水道事業、まず入るものをもって出づるを制するという鉄則から、水道料金を98%、99%近くまで収納しても厳しい状態というのは現実であります。こういうことを考え、今後の方策、方針を注意深く見つめ、住民の同意を得られることを願い、また議会も一生懸命これについて検討し、今後の課題といたしまして今度の23年度水道事業会計は賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第31号、23年度南部町水道事業会計予算ですけれども、私は町長の所信表明で、公共料金審議会の答申ということでその内容を見ました。ところが、会見地域が今まで施設の老朽化で、低い料金で来ると、平均23%の値上げが必要だという内容になっているんですね。私は公共料金審議会のあり方として、この前の議案説明のときの質疑の中でも言いましたけども、こういう生活に即影響の出るような課題について公募委員を選出しないような審議会というのが、よそに例がないって思うんですよ。そのときに、下水道の料金改定をするときに私はそのことを言いました。そしたら、そういう意見も検討するんだという課長答弁もその当時あったと思っているんですよ。私は、町の姿勢として公共料金審議会を住民の代表、公募の委員の代表を入れられないような形の審議会の答申というのは、非常に問題があると言わなければなりませんし、今後いろいろ説明がされる中で問題点を明らかにしていきたいと思えますし、根本的な問題として言っておきたいのは、こういう中山間地域の水道事業を運営していくときに、企業会計で設備投資の分を全部利用者負担で賄うということが非常に難しい会計なんだということ……（発言する者あり）討論は自由です。そういう企業会計といいながらも、こういう地勢的な要因があるということと、住民の生活実態を十分に踏まえるべきだということを書いて……（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 発言途中ですので、静かにしてください。

○議員（4番 植田 均君） 町長の姿勢について批判して、この議案に反対をいたします。（発言する者あり）。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。私は、この議案第 3 1 号、水道事業会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから、この事業会計の賛成の前になるずっと議案ごとに言っておられました。職員はふやせ、国保は下げろ、水道事業は補てんしろ、下水道事業も補てんしろ。南部町の財産って決まってるんです。その中でどうしていったらいいか、全体の平均を見てこの予算というのは組んであるわけです。だったら、どこかから金を持って返ってください、南部町に。そのくらい言いたいです。いいですか、好きなことは言えます。耳ざわりのいいことは言えます。町民の皆さんに不安や不信を与えるようなことは、ぜひ避けてほしいというふうに思います。

この水道事業会計については先ほど青砥議員ですか、その前のときに言われたとおり、私はこの会計については賛成すべきだというふうに、全体的な流れから見て賛成をするべきだというふうに思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言。

1 2 番、秦伊知郎君。

○議員（12 番 秦 伊知郎君） 少し議案を整理して、議長なり質問者なりは発言していただきたいというふうに思います。

私は、今回の上水道の議案提案の説明につきまして、公共料金審議会の答申は何ら触れておりません。残念ながら、その件はまた別の機会にやっていただきたいかったです。今回は、単に水道会計の、2 3 年の水道会計の問題でありますのでその点を間違わないように、議長の方もよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 3 1 号、平成 2 3 年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（足立 喜義君） 日程第29、議案第32号、平成23年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第32号、平成23年度南部町病院事業会計予算。

本予算は、西伯病院の事業運営を行う会計予算であります。平成23年度は療養病床から急性期病床への7床の転換効果や、歯科の外来者数の増加、町内外企業への働きかけによる健康診査や人間ドックの受診者の増で、医業収益の増加を見込む一方、費用面では看護師不足に対応したケアワーカーの増員、また患者満足度の向上や職員の身体負荷の軽減のために電動ベッド、シャワー入浴施設等の導入を図ることが盛り込まれております。また、給食の外部委託に伴う経費の組み替え等を含んだ内容で、収支的にはプラス・マイナス・ゼロを見込んでいたとの説明を受けました。

本予算については賛否両意見あり、採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見の主なものとしては、償還の利息の補助部分が一般会計から繰り入れられていないこと。また、給食は直営で行うべきであり、反対であると。

賛成意見の主なものとしては、医師を初めスタッフが大変努力し、成果を上げておられる。給食の外部委託で栄養管理に重点が置かれ、サービスがさらに充実するのではないかという点から賛成をするというものでございました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案32号、平成23年度病院事業会計予算に反対するものであります。

反対の理由は、先ほど本議会にかかっております議案21号、一般会計予算ですね、この中で病院に対する、先ほど委員長から報告がありましたが、起債の返還の利息分についての一般会計からの繰り出しがことはなされておられません。初日のときの質疑に出ていないことについて質

疑をかけたところ、事務部長からは予算は出したんだけども削られたという、このような答弁が返ってまいりました。私は、22年度は一般会計から今までずっと、これは町の分、2分の1分は出してなかったなということで、一気に1億9,490万8,000円を繰り入れられています。そのことについてはどうなのかといいますと、ここに鳥取県自治体病院補助金交付要綱、このものがあります。これは県がつくった要綱ですが、この中で3条に補助金の交付というところを見ますと、ちょっと朗読しますとこうありますね、県は目的の達成に資する町村が病院を建設するために借り入れた地方債の支払い利息について、一般会計から病院会計へ繰り出す事業、（これは補助事業という）を行う町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。こうなってる。2項にこう書いてあるんですよ。本補助金の額は、病院建設に当たり町村が一般会計から病院会計へ繰り出す額、（以下、補助対象経費このように示されて）と、地方債の利子償還額の2分の1を乗じ得た額を比較して、いずれか少ない方の額以下とする。つまり、当該する自治体はその病院へ利息を出したら県も出しましょうということなんです。

そこで、ことしのこの予算書を見ますと、繰り入れにちゃんとその県からの分が載ってるんです。額は、4,226万5,000円が載ってますね。そうすると、当然これは出すべきであり、そして、去年のさかのぼって出すのはどういうことなんですかと言ったら、いや、これは県の要綱でこうなってるんで出すということが本旨だったと思うんです。ことし削られた内容は何でだということ、いわゆる病院の経営がことしはいい方に向かっているから、その必要がないというような答弁だったというように私は記憶してるんですよ。ということは、この要綱にのって去年は出したんだが、ことしはその要綱は無視するというやり方であるというぐあいに私は思えるんですよ。そういうことをやられるということは、今後、非常にあいまいなやり方に結びつくということ、このことがまず1点。

そして、2つ目は、今度給食業務が委託になりました、調理業務が。私は、経費面について改善がなされるかどうか、そのことについては検証は、まだ私は検証しておりませんが、しかし、その中で公務現場ですね、いわゆる町が直接やっている、病院が直接やっている公務の場に民間の事業者が入るということは、それだけ公務の現場が失われるということなんです。今の町の流れからいうと、とにかく公務の現場をどんどん民間の方へ流してしまうという、こういうやり方に対して非常に危険を感じるものです。その点を理由に、私はこの予算に反対するものであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この病院事業会計には賛成討論いたします。

さっき亀尾議員が言われました県の補助金4,200万が、同額が町から出てないと。あの要綱は県が4,200万、今まで、建ててからずっと入ってます。町の一般会計をくぐって、そこへプールしないでねと。県が出した分はそのままトンネルで出してねという要綱でして、その後ついでに、まだ補足がありまして、これつくった人から聞いてます。町に余裕があったら出してねと。県と町と同額を必ず出さないけんという要綱ではないと。これ一番最初に、この病院つくったときの事業管理者からじかにお聞きしました。皆さん方もそれは聞いておられると思います。今までも国から来る交付税は一般会計をくぐってから行くんですよ。本来ならば、南部町立西伯病院が黒字経営だったら一般会計に入ってますので、別に黒字経営だったら出さんでもいいお金なんです。それが今は2億何がしが入ってますが、それはそのまま出してます。県も建てたときにはそういう条項ですか、要件をつくりまして、これがそのまま生きてるんです。この間1億9,000何がし出しましたのは、今までちょっとそのときに西伯病院が起債償還と公募債とかのあれで資金ショートしかけた。それで、ちょっと一大事だというので、ほんなら今まで払ってない町のちょっと、余裕はないけども、それが払えるようだったらそれしかない、そこから1億9,000万何がし出したというのが実情でございます。間違いのないようにしていただきたい。

それと、給食の民営化については、この議会、前回の議会でしたか、管理者が詳しく説明されました。今のままであれば、もしもあそこで0157とかノロウィルスとかが出た場合、ほかの給食センターからの手助けができる状態ができてなかったと、本当に危機的だ。だから、これは早いこと何とかせないけんということで民間委託して、今度はメホスでしたかね、日清医療、こういうところに何かされたようですけど、それは、そこでもしだめになったら、かわりのところからすぐそれがサポートできるシステムがなってるんだと。今までそれができてなくて、ようこれが綱渡りしてできたって、びっくりしておられました。これが今回改善された点でございます。

そういう4,200万、確かに事務部長が言われましたようにのどから手が出るほど欲しいお金だと思います。けども、今、皆さんの努力によって入院の入床率、入院率が95%近くずっと行ってますね、外来も少しずつ伸びております。その中で、皆さんの企業努力で今日までいって大体とんとんというちょっと厳しい見方をしておられますが、今時点、今黒字じゃないですか。そこまで頑張っておられたら、またこれに引かれて、ほんなら民間の同じような病院はこうだと言え、死活問題ですので、そういう公的な資金がありません。けども、そこで頑張っておられる病院もあるんです。それがだんだんと事務部長、管理者を中心にして院長、職員、一丸となって今すごく改善してうまくいきよる。今後とも西伯病院、ひとり立ちできる、自慢でき

るような病院にぜひともなっていただきたい。最悪の場合は、この4, 200万円というのが、やっぱり町に余裕があれば出る要綱でありますので、心して頑張っていたいただきたいということをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私もこの補助金交付要綱のことについては県に確認しました。昨年の3月議会のときに過去にさかのぼって、こういう町が起債の利息分を何年か分もさかのぼって出せるのかどうなのかということについて問い合わせました。そしたら、最初は担当者の中でごたごたごたごたしておられて、そんなことがあるのかというような返答だって、私は交付金要綱をちゃんと解釈すれば当然町が出すべきお金だという確認をしました。（発言する者あり）そういう行政というのは、自分で決めたルールを何ていいますか、きちんと法令遵守義務というのがあるんですね。これがなければ裁量行政というようなことになりますよね。要綱というのは、その定めに従ってきちんと執行していくというのが行政のあるべき姿ですよ。亀尾議員が言われたとおりなんです。起債償還分の町が出した分を県も出すと、こういうルールになってますので、これは事務部長が予算要求されたのは当然のことですし、それを町長が裁量で切るというようなことは、本当に私はちょっと行政のやり方として不適當だと思いますので、これはぜひ改善していただきたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。譲ってもらった発言のように感じております。

（発言する者あり）私は、この議案第32号、南部町病院事業会計予算につきましては賛成の立場で討論させていただきます。

ただいまの交付金につきましては、交付金が町に入ってくるというのは色がついておりません。色がついてなくて全部一本で入ってくる場合には、なかなかその分についての議論は尽きないと思います。しかし、この件につきましては前議会のときに一応片がついたと私は思っております。病院のこのたびの予算につきましては、西伯病院の立ち位置をしっかりと見据えた、つまりは経営方針をはっきりと持たれての予算だと思います。それには、米子市内の急性期病院、町内医療機関、社会福祉施設などの連携を強化しながら、病院内では病床利用率の改善や今回の予算に上っておりますがんの早期発見、治療に役立つ電子内視鏡医療システムなど、このような機器を備えた治療、給食を民間委託することによる、この民間委託につきましては先ほどの細田議員が

る熱く語られましたので省きます。この民間委託することにより栄養管理業務、栄養指導に力点を置くと、このような説明を受けました。

この栄養管理業務、栄養指導は一般にはなじみが薄いと思います。仄聞ですが、体力のない病人は褥瘡が出ます。褥瘡というのは床ずれのことですが、これができるのは低栄養、低たんぱくからで、この低栄養、低たんぱくの改善ということはすべての病気に有効であるということから、栄養サポートチーム（NST）、ニュートリションサポートチームとして、これは全国の医療施設がNSTを積極的に設立するきっかけになったと聞いております。このNSTということは以前から耳にしておりました。しかし、余り一般的でないように、専門的だということでしたので、でもこれがちゃんと表に出てくる、このような時代になったのかと思います。この適切な栄養管理を行わなければ、幾らきちんとした治療がなされても回復がおくれてしまいます。このように、西伯病院では医師を初め、スタッフの皆さんが一丸となって、このような地域医療を守るという熱意が感じられる予算編成だと思います。以上のようなことから賛成の討論とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。私は、議案第32号、平成23年度南部町病院会計予算に賛成の討論をいたします。

私は、変わった立場で初めてこの病院の所管の委員会に入りましたので、私の希望を述べさせていただきます。平成23年度の当初予算は、事業収益22億6,516万1,000円に対して、事業費用22億6,516万1,000円で、収支がプラス・マイナス・ゼロの予算であります。まず、1点目であります。事業収益であり入院収益の増の要因として、一般病棟の施設基準の変更及び精神科病棟の施設基準の変更によって単価アップ、ベッドコントロールによる病床利用率の改善、精神科病棟作業療法の充実を図り、増収に努めるということ。

2点目、外来収益では、通所リハビリ、重度認知症デイケア、精神科デイケアの利用者増及びCT検査件数の増を見込んでいるということ。また、外来単価の増も見込んでいるということ。

次に、事業費用の方でございますが、23年度から給食業務委託を始めることによって、栄養管理が一層充実し、医療の質を上げるということ。また、院内保育の業務委託により看護師の安心・安定雇用の確保ができるということなど、改革プラン策定に沿った経営の健全化を、着実に

実行しておられるということ。また、病院事業会計の大事な現金の流れではありますが、キャッシュフロア計算書を定期的に提出していただけるということ。これをもって賛成するものでありますが、大変厳しい病院経営となるとと思いますが、地域医療の拠点として一層の努力をお願いしまして賛成討論といたします。頑張ってください。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 3 2 号、平成 2 3 年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 0 議案第 3 3 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 0、議案第 3 3 号、平成 2 3 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第 3 3 号、平成 2 3 年度南部町在宅生活支援事業会計予算でございますが、本予算は西伯病院が精神科系を主とした居宅介護サービス並びに訪問看護事業を行う事業会計の予算であります。平成 2 3 年度は、居宅介護の実施回数を主にふやすことで増収を図りたい旨の説明を受けております。

全員で可決すべきと決しました。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 3 号、平成 2 3 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。(発言する者あり)

ここで休憩をいたします。再開は4時30分であります。

午後4時15分休憩

午後4時30分再開

○議長(足立 喜義君) 再開します。

本日の会議は、議事の都合上、あらかじめ時間を延長して行います。

日程第31 陳情第5号

○議長(足立 喜義君) 日程第31、陳情第5号、「交通基本法」制定に関する陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長(秦 伊知郎君) 陳情第5号、「交通基本法」制定に関する陳情書であります。

これは22年11月19日に受理された案件であります。提出者は、西日本旅客鉄道労働組合米子地方本部、代表執行委員長、佐貫馨さんから出された陳情書であります。

交通基本法が欠落しているために財政状況の悪化、中山間地域を中心に過疎化の進行に伴い、交通不便者が拡大している。これに対応できにくいという内容で、早期に陳情を採択し、関係機関に提出してほしいということではありますが、委員会で慎重審査の結果、全員一致で意見書を提出することになりました。

意見書につきましては、副委員長をもって朗読していただきたいと思っております。

○議長(足立 喜義君) 意見書は後ですので。

○総務経済常任委員長(秦 伊知郎君) まずそこまでですね。

○議長(足立 喜義君) 採択ですね。(「採択」と呼ぶ者あり)

○総務経済常任委員長(秦 伊知郎君) 採択です。申しわけありません。

○議長(足立 喜義君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(足立 喜義君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第5号、「交通基本法」制定に関する陳情書を採決いたします。

委員長報告は採択でありましたが、本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第32 陳情第6号

○議長（足立 喜義君） 日程第32、陳情第6号、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の参加に反対する陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 陳情第6号、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の参加に反対する陳情書であります。

これは22年11月22日に受け付けたものであります。陳情団体、農民運動鳥取県連合会、代表、東田久さんより出された陳情書であります。委員会で審査の結果、全員一致で採択と決しました。ただ、この意見書につきましては、当議会では12月に同じ内容でTPP参加に慎重を期したいという意見書を提出しておりますので、意見書は提出しないということに決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第6号、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の参加に反対する陳情書を採決いたします。

委員長報告は、採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第 3 3 請願第 1 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 3、請願第 1 号、南部町議会の住民に対する説明会の開催を求める請願を議題といたします。

本件について議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君。

○議会改革調査特別委員長（青砥日出夫君） 請願第 1 号、南部町議会の住民に対する説明会の開催を求める請願ということで、請願者、恩澤幸雄様。紹介議員、赤井廣昇議員ということで請願を受け付けられておりまして審議をいたしました。

請願第 1 号につきましては、全員一致で採択すべきと決しましたので報告します。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、請願第 1 号、南部町議会の住民に対する説明会の開催を求める請願を採決いたします。

委員長報告は、採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第 3 4 陳情第 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 4、陳情第 2 号、「所得税法第 5 6 条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 陳情第2号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書であります。

これは23年2月15日に受け付けたものであります。陳情人は、米子民主商工会婦人部部长、西田美津子さんでありました。この審査の当日、御本人が委員会にいられて傍聴をされました。

内容につきましては、中小企業を支えている家族従業員の働き分、自家労賃といいますが、働き分は税法上、所得税法第56条、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないことにより、必要経費と認められていません。青色申告をすれば給料を経費にできますが、同じ労働に対して申告の仕方労働を認めない制度に、国連女性差別撤廃委員会からも異議が出されています。これらの理由により、所得税法第56条を廃止してほしいという内容であります。

この件につきまして、委員会でいろんな意見がありましたが、もう少し考慮する必要があるということで、全員一致で継続審査といたしました。以上であります。

○議長（足立 喜義君） お諮りいたします。ただいま委員長から、会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。この委員長の要求どおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、委員長の要求どおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第35 議案第34号

○議長（足立 喜義君） 日程第35、議案第34号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。議案第34号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますけれども、これは平成23年4月1日から福祉事務所が設置されることに伴い、新たに福祉事務所長の職が設けられることに伴い、給与条例に規定されている行政職給料表級別職務分類表の5級及び6級の職務に新たに福祉事務所長の職務を加えるため、条例を改正するものでございます。

条例の施行日は、23年4月1日からとしております。

新旧対照表の方で説明をさせていただきます。新旧つけております、先ほど言いました部分にアンダーラインを引いておりますけれども、旧の部分でいきますと、1、会計管理者の職務。2、課長、専門員等々やっておりますが、その間に福祉事務所長の職務ということで、2として入れております。以下、番号がずれておりますが、福祉事務所長の職務を加えているものでございます。審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（足立 喜義君） 説明が終わりました。提案に対して質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 南部町に福祉事務所を設置するという関係でこの職が新たにできるわけですが、高度な専門性が求められる職だと思いますけれども、この福祉事務所長の資格要件というようなものがありましたら御説明をお願いしたい。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 資格要件というものはございません。今、本町が考えておりますのは課長級の職員を所長にということを考えておるものでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私、福祉事務所長というのは、専門職でなければ務まらない職ではないかというふうに考えるんですけども、なぜ専門職の資格みたいな要件がなくてもいいという、何か根拠がありますか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） なぜそういうものがないかということですけども、そういう定めがないので通常の課長級の職員で対応するというようにしております。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 4 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 3 4 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

（「議長、ちょっとだけ休憩して」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後 4 時 4 4 分休憩

午後 4 時 4 4 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第 3 6 発議案第 1 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 6、発議案第 1 号、移動権の保障等を定めた交通に係る基本法の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提案者であります。総務経済常任委員長、秦伊知郎君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君）

発議案第 1 号

移動権の保障等を定めた交通に係る基本法の早期制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員長 秦 伊知郎

南部町議会議長 足 立 喜 義 様

別紙につきましては副委員長をもって朗読させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 1 番、板井隆君。

○総務経済常任副委員長（板井 隆君） 1 番、板井です。先ほど委員長の方からありました発議

案第1号の意見書の案について朗読をいたします。

移動権の保障等を定めた交通に係る基本法の早期制定を求める意見書（案）。

交通は人や物の移動に必要な不可欠なもので、あらゆる活動の基礎となっており、高齢者や学生等の、いわゆる交通弱者の生活を支える重要な社会基盤として地域公共交通は必要不可欠である。移動に際しての地域公共交通の重要性が高まっている。

我が南部町においても中山間地が多いという地理的条件に加え、人口の減少や少子高齢化により、地域公共交通の機能を維持することが極めて厳しい状況にあるのが実情である。さらに、公共交通のない地域も存在しており、この交通不便対策においてさまざまな対策を検討している。

活力ある地域社会の実現と、多くの国民の社会参加の促進を図るためには、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動に係る権利を保障することが必要であり、この権利の保障にあわせ、地域公共交通機能の維持及び充実と、交通不便地域の解消に係る国の支援措置などを定めた法整備が必要である。

よって、国において地域公共交通の維持、活性化のため十分な予算を確保するとともに、全国どこでもだれもが移動手段の確保が可能となる社会の実現に向け、交通基本法を早期に制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣、国土交通大臣、国家戦略担当大臣、衆議院議長、参議院議長様。

南部町議会。以上です。

○議長（足立 喜義君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論を終結いたします。

これより、発議案第1号、移動権の保障等を定めた交通に係る基本法の早期制定を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに

決しました。

日程第 3 7 発議案第 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 7、発議案第 2 号、人権・同和対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である石上良夫君から趣旨説明を求めます。

1 0 番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 1 0 番、石上です。

発議案第 2 号

人権・同和対策特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日 提出

提出者	南部町議会議員	石 上 良 夫
賛成者	同	井 田 章 雄
	同	杉 谷 早 苗
	同	景 山 浩
	同	仲 田 司 朗

南部町議会議長 足 立 喜 義 様

別紙を読み上げます。

人権・同和対策特別委員会の設置について。

本特別委員会は、南部町における部落差別を初め、あらゆる差別をなくす条例に基づき人権を尊重し、差別のない明るい住みよい南部町の実現を求め、地方自治法第 1 1 0 条、委員会条例第 6 条の規定により、人権・同和対策特別委員会を設置し、付託の上、次の調査を行う。1、調査事項、1、あらゆる差別をなくすための調査、研究。2、人権啓発活動への積極的な参画。3、町民及び諸団体、機関との連携。2、委員の定数、1 4 名。

なお、平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日に人権尊重の町宣言が南部町議会で発議されております。その内容は、人権は人類が生きてきた歴史の中で築かれてきた最も大きな財産であり、すべての人が人間らしく生きていくために必要不可欠なものであります。1 9 4 8 年に採択された世界人権宣

言は、すべての人が生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であることを理念とし、日本国憲法第11条で侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障しています。しかしながら、今なお同和問題等々、さまざまな差別事象が後を絶たず、偏見により人としての尊厳が侵されています。このため同和問題、障がい者、高齢者、女性、子供、外国人等へのあらゆる人権侵害が一刻も早く解消されるよう、町民と行政が一体となってそれぞれの役割を果たしていくことが必要であります。そして、お互いの人権を尊重される差別と偏見のない、お互いを認め合い一人一人を大切にしていくようなまちづくりに資するため、南部町を人権尊重の町とすることを宣言します。平成16年12月24日、鳥取県西伯郡南部町議会。

どうか、人権の町宣言を尊重して、本発議案に御理解、御賛同をいただきますようお願いし、報告を終わります。

○議長（足立 喜義君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この発議案ですけれども提案で、人権・同和対策特別委員会の設置という表題になっておりますが、まずこの部分で、この特別委員会というものが設置される要件というのが議員必携に載っております、特別委員会は特定の事件について、議会の議決によって付託された特定の事件について審査ができるということになっております。今回提案されている調査事項ですけれども、あらゆる差別をなくすための調査、研究というのは、これは特別な事件には当たりません。

そして、2番目に、人権啓発への積極的な参画としてありますけれども、これは南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の第4条で住民の自主性を尊重し、自立向上意識の増進に配慮するものとするというこの条例から見て、それを実現すれば済む内容でして、特別委員会を設置する特別な意義を認められないというふうに私は思うんですけども、その点どのようにお考えかということ。

それから、3番目の町民及び諸団体、機関との連携とありますけれども、これ先ほどの議会基本条例第8条で議会の説明責任とかそういうところを積極的に、議会が住民との中に積極的に出ていけば、これは議会の自主的な活動で十分発揮できる内容であって、特別委員会をつくる意味を私は見出すことはできないわけです。

もう一つ、もともとの問題に戻って、この南部町における部落差別を初め、あらゆる差別という規定に仕方についてですけれども、同和問題をあらゆる差別の一番、前提問題というような規定にしているってところが、やっぱり問題があるのではないかと。私は、人権問題というの

はすべて人権問題であって、女性差別が部落差別よりもひどいとか、そういうことははかれない、はかれない問題だと思います。すべて基本的人権にかかわる基本問題だというふうに私は考えます。

そういう立場で、先ほど私が言いました特別委員会設置に対する疑問について答弁をお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 確かに議員必携では、特定の事件ということがうたっています。

なお、この特別委員会に関しましては、地方自治法の第110条にも規定があります。地方自治法の1条と2条は、今の議員必携と同じ内容であります。その他、地方自治法の109条の第4、第5を準用すると自治法にうたっています。その中で、準用ですので常任委員会ということとを特別委員会と認識してもらってもいいと思います。常任委員会は予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有するもの、また学識経験を有するもの等から意見を聞くことができる。また、これは全国町村議会議長会の事務局の中田さんの市町村議会の運営のマニュアルでございますが、その中で特別委員会の権限として当該事件が政治的に特に重要な事件で、住民の関心が強く、特定の常任委員会の所管事項から切り離して審査する必要性があること。4つ目に、特定の常任委員会の所管に属しているが、当該事件は行政全般にわたる総合的な施策に密接不可分の関係にあること。私どもは、この特別委員会は、私が一般会計の賛成討論で申し上げましたように、皆さん方は2月の5日の報告会を、多分内容わからないと思います。賛成討論で申し上げましたが、その研修会の……（サイレン吹鳴）研修会の内容については本議場では、余りにもひどい言葉で本議会では差し控えたいと思いますが、特に中部で発生しました障がい者施設に対しまして、障がい者施設はこの地に置くな、同和地区かもっと奥部に持っていかせと、施設を移転せと、そういうような事例もあります。

ぜひとも多くの事例がありますので、特別委員会の中で私が事例を報告してもよろしいと思います。皆さんと一緒に調査、研究して、しっかりと事象を確認する。そして、事象の未然防止にはどのようなことが必要か、もしも発生したらその原因は何だったか分析する。私は、人権宣言の町を宣言した議会にとって当然の責務であろうし、必ずすべき重要な課題だと思います。これは全町民の大きな課題でもあります。

また、先ほど植田議員が言われました町民及び諸団体との機関との連携で意見交換、これは大いに議会の基本条例の中でもできますし、この会でも、特別委員会の中でもできると。それは、御自由に活用されたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

なお、補足ですが、私どもの地域に障がい者団体の入居について問い合わせがありました。中古住宅を福祉団体が購入して、内部を改造して障がい者の方が住むアパート式な住居にしたいということで地区に相談がありまして、それは必要なことでもありますので私どもぜひ協力したい。ぜひとも一緒になって、障がいに苦しむ方、または私どもいろんな悩みがあります。ともに相談しながら同じ地域で生活しましょうということで、これからの時代、高齢者の方もどんどんふえます。また、障がいを持っておられる方もたくさんおられます。ぜひとも御賛同いただいて、本気になって困っている人、障がいのある人、議会が先頭に立ってまちづくりに進めていきたいと思っておりますので、よろしく御賛同お願いしたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 心情的にはよくわかるんですけども、私は議会というのはきちんと特別委員会の設置の目的を明確にしないと、何でもかんでも特別委員会をつくれればいいというものではないと思うんです。先ほども言いましたように、あらゆる差別をなくすための調査、研究というのは膨大な範囲、膨大な範囲。もう森羅万象を埋め尽くすような範疇ですよ。こういうものをやはり特別委員会で扱うということになれば、もうそれだけで忙殺されてしまうような中身です。特別委員会の設置は特定の事件に限るということからして、その範疇が問題だということで私は思いますし、それから、特定のいろんな事象が起きたということをおっしゃるんですけども、私は、そういうことはあるでしょう。あったからそういう報告もあったんだと思います。今の到達点というのは、先ほどの一般会計のところの討論でも言いましたけれども、そういう差別的な意識を持っている人たちが社会的に容認されない。そういうことを言う人の方がおかしいという認識に今到達している。この同和対策事業というのがもう最終段階に来ていることが……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、あなたの意見じゃなしに……。

○議員（4番 植田 均君） 私の認識なんです。

○議長（足立 喜義君） 今、言われたことに質疑をしてください。

○議員（4番 植田 均君） 私たちと一緒に部落問題を考えている全国組織もありまして、そういう流れの運動もあるんです。

私は、これを個別の事象をとらえて特別委員会を設置してするような問題ではなくて、人権会議もあればその中でもやれるでしょうし、それに、議会にいろんなことで積極的な参画などというようなことを規制をかけてくるようなやり方は、町の条例から見てもふさわしくないというふうに思いますが、その点の見解をよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 石上です。先ほども申し上げました。地方自治法の中で当該事件は行政全般にわたり総合的な施策、行政全般の総合的な施策だと私は信じております。そして、植田議員もいろいろ申されまして質疑か意見か分かりませんでしたけど、私どもは部落差別に対しては、ある程度忍耐力は私は持っております。皆さん、ある程度の年代の方はしっかりと自分で我慢し、抑えることもできます。しかし、中部で起きました障がい者の方の差別、施設を立ち退けというようなことは絶対許されません。本町にも障がい者の施設はいっぱいあります。発生してから対応するんじゃ遅いんです。そういうことが起きないように議会が先頭に立って差別を起ささないまちづくり、体制づくりを私は進めるべきだと思います。どうぞ御理解賜り、御賛同いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点かちょっとお聞きします。まず、特別委員会設置のことなんですけども、前段書いてありまして、その中で特別委員会の設置を必要とする場合として上がっております。複雑で重要な事件で特別の構成による委員会で審査をする必要がある場合、括弧して懲罰だとか、あるいは資格審査等、このように書いてあるんですよ。この委員会を設置しなければ、ここに審査ができないのかということ。私は、ここで必ず特別委員会を設置しなくても通常の議会で審査ができるというぐあいに思いますが、どうなんでしょうか。

それと、2月5日の研修会に出席がなかったということなんですけど、ここでこの特別委員会を設置してみんなでこぞって行きましょうというような、そういうことをやろうとされているのか。私は、研修会とか、あるいは普通の集会に参加するというのは、それは本人の自覚というか、本人の意思のもとであって、こういうことをやられればかえって、それこそ人権侵害に当たるというぐあいに私は思うんですが、その点についてどうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） まず、後段の質疑にお答えしたいと思います。私は、強制はいたしません。皆さん、時間的な余裕、またそういうことを研究したかったら行っていただきたいと思います。心の中ではぜひとも参加していただきたい。しかし、皆さん日程いろいろ、行事もあります。そういうことは無理して私も強制したこともございません。それは御自由に、またほかの書物等で勉強されてもいいし、それはおのおの自由だと思います。

また、特別委員会の権限でいろいろ申されました。今、議会の開会中で特別委員会を議決によ

って設置することができるという条例のもとで、私も提案をしております。先ほども申し上げました。よく聞いてください。特定の常任委員会の所管に属しているが、当該事件は行政全般にわたる総合的な施策、予算もあります。人権対策費、人権会議の予算、予算もついております。なぜ、このようなことが、さっき植田議員の方も何か人権会議もあると言われましたけど、はっきり申し上げまして人権会議に一度でも出席して、同和問題のみならず、子供の人権、障がい者の方の人権、女性の人権、病気の人の人権、いろいろメインにテーマを変えて行っております。もっと人権に対して責任を持ってこたえていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度、質問いたします。私は、聞くんですけども、障がい者の施設で中部だったですか、そこで非常に冒瀆した意見も出て差別に値するということです。確かにその中で先ほど言われた言葉の中で、これは差別に値する部分があるんじゃないかなというぐあいに思うんですけども、しかし、施設建設については、それは行政側が十分に住民に説明をした上で、その上で設置ということができるとあって、私はこのいきさつはよくわからないんですが、ややもすると猛烈な反対があるというのは、説明不足とかそういうことであるという場合が非常に多いんですよ。だから、私は、このことについてどういうぐあいにされてなったのかそういうことは知りませんが、一つはじゃあ、議会で特別委員会を設置したから議員が研修とかそういうことを研さんして、それで事足りるというものではないでしょう。住民が広くこのことを理解するということについては、これは決して強制すべきものでもないし、人権、それこそこのことの事件に対して、それについて何というんですか、追及するというようなことは、そこはむしろ人権を侵害することだと思えます。

それと、今の皆さんの常識の中では、こういうことは植田議員も言ったんですが、今の状況ではこれについては、これは差別に当たるぞと、人権に侵害するぞということは一定の水準は皆さんお持ちであります。だから、あえてここで特別な事件として特別委員会の設置ということをして必要とされるのかについて再度お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 私も平成20年の秋から議長を、大役を仰せつかりました。その任期中に議会の発言で大変な発言がありました。議長として私も御注意を申し上げ、撤回したらどうかということをお願いしました。撤回しないということでしたのでこういうことになったんですが、経過を申し上げます。平成21年の9月の議会の最終日でした。反対討論においてその発言の中で、住民の方から議会に対して申し入れをいただきました。非常に厳しい議会の認識を

問われる申し入れであり、その後数回全協を行いました。結論がなかなか出ず、申し入れ者に対して、一致できないから、時間的な御猶予をいただいてもう少し待ってくださいという途中の回答をいたしました。そして、23年の2月1日に結論が出ました。結果として、両論併記という結論でございました。

本町は先ほども申し上げましたが、条例もあります。また、人権会議の規約も議長は副会長、そして、全議員が各部会に参加する。そして、人権のない明るいまちづくりに努めるという規則があります。確かに皆さんに毎回毎回出席してくださいということは、行政の方からもお願いありますが、皆さんそれぞれ多忙な方ですので、それはやむを得ません。（「私の質疑に対して答弁してください」と呼ぶ者あり）いや、経過説明せんとわかりませんので。（「そんなことはわかっている」と呼ぶ者あり）認識の違いもあると思いますが、ぜひとも本発議案、御同意いただいて、差別のない、皆さん、特に障がい者の方が安心して暮らせるまちづくりを目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。（「私が聞きたいのは障がい者施設・説明責任がどうなっているのか」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。（「議長、ちょっと待った。ちょっと聞いて」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後5時17分休憩

午後5時17分再開

○議長（足立 喜義君） 再開いたします。（発言する者あり）

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 発議案ですけども、第2号ですね、特別委員会の設置、先ほど石上議員が経過の中でおっしゃいましたけども、議会の中での発言が発端だということで、私たちは亀尾議員の発言が差別を助長するような発言であるというような認識を絶対持っていません。それは誤解から生じたもんだと繰り返し言っておりまして、我々は部落解放運動を部落解放同盟

と一緒に初期の段階ではやってきた仲間だったんですよ。そういう……（「解放同盟のことは関係ない」と呼ぶ者あり）いや、解放運動をずっとやってきたんですよ。そういう私たちはその流れを受け継いでるんです。そういう流れを受け継ぐ私たちが、その部落問題で差別的な発言をするなどというようなことは、それは誤解でしかないんです。その辺はもし誤解があったら、それは誤解だということなんですよ。そのことをよく理解していただきたい。私たちは、本当に21世紀にこの部落問題を残さないように、前の世紀で決着つけようという形でいろんな全国的な取り組みをしてきた、運動もして、この辺ではちょっと十分なこと……（「議会のことを言ってください」と呼ぶ者あり）いや、私たちはそういう流れを受け継いでやってきてるんです。ですから、本当にいろんなお互いに交流する中で理解は深まると思うんですよ。何かこのちゃんと……（発言する者あり）きちんとした一般施策に移行する中で交流を深めて、それでこの問題を解決していくことが本来の道だというふうに私は思っております。特別委員会の設置はかえってこの問題を複雑にするだけだというふうに思います。（発言する者あり）反対です。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この特別委員会設置について賛成いたします。住民もですけども、まず議員が人権についてやっぱり勉強せないけんと思います。この人権、あらゆる差別をなくすってことですが、もちろん筆頭は同和問題かもしれませんが、常に言ってるのはこれは障がい者も含まれてると、高齢者も含まれてる、すべての面で言葉の端々に出る可能性もあります。内心の問題もあります。そういうものも含めて、やっぱり私たちが中心になって、まず議会で勉強してどこが悪いだろうか。いいことは勉強した方が僕はいいと思う。そこで、あれと思ったことは勉強し、そのような特別委員会であると思いますので、賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は、この発議について反対するものであります。

先ほど石上議員から一昨年ですか、21年の9月21日と言われた、もし日にちが違ってたらですが、決算の9月議会で私が討論したこと、この発言の中について差別だということで同和事業推進協議会の会長から私に発言の撤回と謝罪を求めるということがあったんです。私は、一体どこが差別なのかということ。そのことは、取り上げられたのは、差別事象が起こったらそれに対応したらいいじゃないかということ、これが差別発言だと言われるんです。その後で、その組織の方だと思いますけども、はがきも来ました。そして、何回か全協の中で私に対する質疑もあ

ったり、またテレビ中継もされましたね。しかし、その中で実はこういう状況があったんだということに話しますと、ほとんどの人がそれは差別に当たらないよということと言われるのが大多数です。私は、体に障害の持っておられる方に対して、例えば目の不自由な人を指差して、ここで言うともた誤解がありますから、そのことをずばり言ったとかそういうことであればそれは差別ですよ。しかし、一般討論の中で、それを起こったらそれに対処すればいいということになったら、曲げて、交通事故が起こるのを交通安全委員が運動したらそういうことはいけないのか。そういう曲げたやなことを言ってやってくるというのは本当に常識外れも甚だしいと私は思うし、私に対するそのいろんのはがきとかそういうこと自身が人権侵害だとあえて言わせてもらう。そして、ここで、先ほどから質疑も言ったんですけども、この特別委員会を設置して、例えて言うと、これから研修がありますから特別委員会で、この人権同和对策特別委員会が設置したんだから行きなさいということをおそらくそれが強く申し出があると思うんです。

それで、先ほど賛成討論の中でもあったけども、勉強をすることに何で反対されるのかと。私は、勉強をすることは、それは必要だと思いますよ、人権に。しかし、あえて特別委員会をやって、その中で勉強をやるということは非常に特別委員会の目的から外れている、そのことを指摘して私は反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君） 私は、賛成の立場から発言をさせていただきます。

このたび起こりました東北・関東大震災において大変厳しい被災をされた皆さんの高いモラルに基づいた行動というものが世界各国から非常に賞賛の言葉をたくさん寄せられる、そういったモラル意識の非常に高い日本の社会にあっても、やはり差別の事象というのは相当多くの事例が報告をされているという現実がございます。部落差別というものが、皆さんも私が改めて言うのもなにかもしれませんけれども、もともと人間の持つ心理的な弱さ、これを巧妙に突いた人為的につくられた社会の支配システムであったということからもわかるように、やはり人間の心の中には多少なりとも楽な方に流されたい、差別をする方に流されたいという、そういった部分もあるのかもしれない。そうであるならば、この委員会をつくってすぐに問題が解決するとかというようなことでは当然ないわけですがけれども、県内でもそういった事例が報告をされている以上、私たちが町の境をまたいで外に出たり、反対に入ってきたりすることがないわけではない。広域に動きながら生活をしている人間として人のことだと。自分の町ではそういうものはもう既に起こらない状態になっているなんていうようなことは言うべきではありませんし、その心の中に少

しでもそういったものを容認する部分が潜在的にあるとするならば、一緒に学びながらそれをできるだけ抑えていくということをやっていくべきであるというふうに感じます。そういったことから、この特別委員会を設置することには賛成であるということで私の意見といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この発議案に反対する立場から申し上げます。

まず、議員必携で先ほど来、植田議員も申しとおりましたけども、この特別委員会の設置については、付託された特定の事件について審査ができるというぐあいになっております。

それと、やはり今のこの問題で提起されておりますのは、基本条例とかいろいろの中で十分勉強することができると思います。やはりこういう問題ですね、議員一人一人が自主的に勉強していくのが自由にされるということでもありますので、こういうのを特別につくる必要はないということでもあります。そういうことをもちまして反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、この特別委員会の設置について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、この南部町におけるあらゆる差別をなくす条例というのがございます。そして、平成16年の10月に南部町議会で人権の町宣言が出され、そして、現在まで行ってるわけでございますけれども、議員として、今、県内の方でもいろんな差別事象が出てきているというような状況の中で、地域の皆さん方から選ばれた議員として、やっぱりあらゆる差別をなくす運動を展開していくためにもこういう特別委員会を設置して、お互いに差別のない明るい町をつくるにはどうしたらいいかということをもう少し特別にするべきじゃないかと思い、賛成するものでございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、人権・同和対策特別委員会の設置についてを採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決ましまし

た。

お諮りいたします。ただいま設置されました人権・同和対策特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

委員は、全議員14名を指名したいと思います。（「議長、動議」「動議、賛成」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後5時31分休憩

午後5時33分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

指名をいたします。委員は全議員14名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決します。

委員を全議員の14名とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、全議員の14名を特別委員会委員に選任することに決定いたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後5時33分休憩

午後5時35分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。（「議長、ちょっとその辺で確認しておきたいです。特別委員会に対して」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください、再開してますので。よって、全議員の14名を特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午後5時35分休憩

午後5時51分再開

○議長（足立 喜義君） 再開いたします。

ただいま人権・同和対策特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後5時59分再開

○議長（足立 喜義君） 再開いたします。

ただいま人権・同和対策特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。人権・同和対策特別委員長、井田章雄君と、副委員長、細田元教君。以上、結果報告を終わります。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後6時00分休憩

午後6時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

議長不信任案の動議が成立をいたしましたので、ここで休憩をいたします。

午後6時00分休憩

午後6時23分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

議長不信任の動議が提出されました。賛成者、亀尾共三議員、同、雑賀敏之議員であります。動議が成立しましたので、除斥のため暫時休憩いたします。

〔14番 足立喜義君 退場〕

午後6時25分休憩

午後6時30分再開

○副議長（井田 章雄君） 再開します。

追加日程第 3 8 議長不信任案の動議

○副議長（井田 章雄君） 議長と交代いたしました副議長の井田であります。先ほど動議の提出がありました。議長不信任による動議を議案として日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。追加日程第 3 8 として、今提出されました議長不信任による動議を議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 御異議なしと認めます。

なお、議事日程の日程番号は順次繰り下げることとします。

提案者である植田均君から提案の説明を求めます。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 不信任動議を提出いたしました植田でございます。

不信任に至りました理由は、発議案第 2 号を可否を問う前に、私はこの委員会に所属をしたくないという意思表示をするために動議の申し出をいたしました。その際、議長はこの可否をとった後にその構成については議題とするというふうに説明をされました。しかし、その可否を決定した後に一事不再議という理由をもって私の動議を事実上認めなかった。この議事運営には、公平公正な議長の議事運営から逸脱するものだと私は考えます。あのときの動議は当然認められるべきであり、不信任とした理由とするものであります。以上です。

○副議長（井田 章雄君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。（発言する者あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） この議長不信任案の動議について反対いたします。

今、ずっと流れを見ましても、会議規則にのっとり、また議員必携にもものっとり、順次しておられたことは一つも間違っていないと確信しておりますので、これに対しては反対いたします。

○副議長（井田 章雄君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀です。私は、この不信任案について賛成する立場で討論いたします。

先ほど植田議員が申しましたように、採決の前に動議を出しましたが、議長はそれを取り上げず議会を続行したということで賛成するものでございます。

○副議長（井田 章雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、追加日程第38、議長不信任による動議を採決いたします。

日程追加いたしました動議に賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（井田 章雄君） 起立少数です。よって、本動議は、否決されました。

議長交代のため、暫時休憩をいたします。

〔14番 足立喜義君 入場〕

午後6時31分休憩

午後6時31分再開

○議長（足立 喜義君） 再開いたします。

日程第39 議長発議第3号

○議長（足立 喜義君） 日程第39、議長発議第3号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第40 議長発議第4号

○議長（足立 喜義君） 日程第40、議長発議第4号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第41 議長発議第5号

○議長（足立 喜義君） 日程第41、議長発議第5号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も選挙事務等について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第42 議長発議第6号

○議長（足立 喜義君） 日程第42、議長発議第6号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君から、閉会中も議会改革等について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、青砥日出夫

君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

追加日程第 4 3 議長発議第 7 号

○議長（足立 喜義君） さきに設置いたしました人権・同和対策特別委員会委員長、井田章雄君から、閉会中の継続審査の申し出がありました。

この際、閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第 4 3、議長発議第 7 号、閉会中の継続審査の申し出についてとすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

閉会中の継続審査の申し出についてを追加日程とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、人権・同和対策特別委員会の閉会中の継続審査の申し出については、追加日程第 4 3 として日程追加されました。

追加日程第 4 3、議長発議第 7 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。人権・同和対策特別委員長、井田章雄君から、閉会中も人権・同和対策について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議がございますので、起立により採決いたします。

閉会中の継続審査の申し出についてに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、人権・同和対策特別委員長、井田章雄君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

よって、第 2 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 3 年第 2 回南部町議会定例会を閉会いたします。

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） 3月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月4日に開会以来、本日まで21日間にわたり、平成23年度一般会計予算を初め、補正予算、条例など、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここにすべて案件を議了しました。

そして、極めて妥当な結論を得たのでありまして、議員各位の御精励に対し、深く敬意をあらわすとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、町政執行に際しまして十分反映されますよう要望する次第であります。

3月11日に発生いたしました東北・関東大震災は、1,000年に一度と言われるような日本国が経験したことのない、とてつもない巨大地震でありました。巨大津波が家々を押し流し、人をのみつくした光景は、恐怖なまでの自然の力と人間文明の無力さを痛感いたしました。深刻な事態にある福島原子力発電所の一刻も早い事態の安定や、2週間余りたった今も死者、行方不明者が2万5,000人以上など、被害の全体像が明らかでない被災地の1日も早い復興をお祈りいたしますとともに、同じ日本人としてできることを末永く支援し続けていくことが求められています。

また、南部町から岩手県宮古市へ派遣されていました支援隊が本日無事に帰町し、報告を受けました。この震災を決して他人事としないで、いま一度、一人一人が災害に備えた準備を怠らぬようお願い申し上げます。

さて、年末年始からの豪雪でありました冬もようやく春めいて、南部町の名物の花回廊や桜、一式飾り、緑水湖が見ごろとなり、南部町の春がすぐそこまで来ています。

終わりとなりましたが、皆様におかれましては健康に留意され、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。御苦勞さんでございました。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 3月定例議会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げ

ます。

本定例会は、3月4日より本日まで21日間にわたり開催されまして、平成23年一般会計当初予算案を初め、32議案を御審議いただきました。長丁場でお疲れのことと存じますが、慎重御審議の上、全議案ともに御賛同賜り御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、会期中の3月11日には、東北地方においてマグニチュード9.0という大地震が発生をいたしまして、その後の大津波において、本日現在2万5,000人以上の死者及び行方不明者が出るなど大変な被害となりまして、まさに国難ともいふべき事態が発生をいたしました。町民の皆様とともに被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を支援をしてみたいと、このように思う次第であります。

町では、3月18日に副町長を隊長とする支援隊を岩手県宮古市に派遣いたしましたけれども、余震の続く中、悲惨な運命を甘んじて引き受けて、肩寄せ合って不安に過ごしておられる被災者の皆様には、殊のほか喜んで受け入れていただきまして思う存分の支援を果たしていただきました。支援隊の皆様を御慰労申し上げますとともに、支援策について何かと御指導御協力を賜りました議会議員の皆様方にも厚くお礼を申し上げます。この震災については、今後も当分の間の支援が必要と思われましても、今後におきましては鳥取県を通じて必要な支援を果たしてまいりたいと存じておりますので、引き続きましてよろしく願いを申し上げます。

本議会の中で保育園の民間委託についてさまざまな御意見をちょうだいいただきましたが、長年の運営方式の変更でありまして、不安なお気持ちをお持ちだということもよく理解をいたしておりますが、現在与えられている状況の中でさまざまな課題を同時並行的に解決するためのベターな選択であると、このように思っております。御指摘をいただいたことに思いをいたしまして必ずや今まで以上の保育の実現を果たしまして、御批判や御心配にこたえてまいりたいと決意をいたしておりますので、どうぞ温かくお見守りくださいますように、よろしく願いを申し上げます。

いよいよ春となりまして、桜の花もやがて咲く時期を迎えております。議員各位におかれましては健康に御留意の上、議員活動に御尽瘁を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼のごあいさつといたしたいと思っております。どうもありがとうございました。